

書 科 教 科 育 教

353

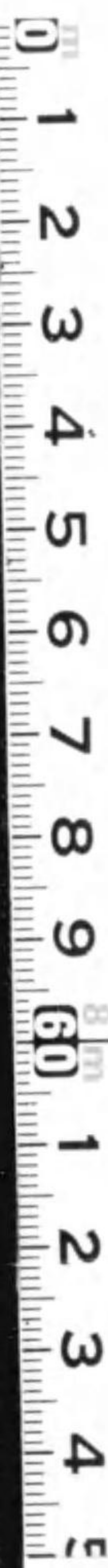
訂 三
法 理 管 校 學 新



士 博 學 文
著 造 岩 竹 乙



行 發 館 風 培 京 東



始



增 231
601

書 科 教 科 育 教

新學精華理結

文 學 博 士
乙 竹 岩 造 著



東 京
培 風 館 發 行

三訂版凡例

一、教科教科書は、師範學校に於ける教育科の全般に亘つて統合的系統的の教科書として、學術最新の進歩と余が多年の經驗とに基いて編纂したもので、本書はその一部である。

一、新學校管理法は、大正十三年に發行してから、幸に師範學校用又は教員檢定受験用等として、廣く全國各府縣に採用されて、數版を重ねた。爾後小學校法規その他關係諸規程の改正と、これが教育實施の結果とに鑑み、その都度訂正を加へて來たのであるが、今回は更に最新の思潮と實際の研究とに基き一大増訂を加へたのである。改正師範學校教授要目に準據したのは、元よりいふまでもない。

一、三訂新學校管理法は、特に左の用意を以て編纂したものである。
イ、小學校管理に關する確實な理會と、その教育の實務に對する處理の

能とを得させて、師範學校に於ける生徒教養の要旨を貫徹させることに努めたこと。

ロ、教育科に屬する他の諸分科との聯關は十分にこれを重んじ、殊に教育學、各科教授法及び教育實習との間には緊密な關係を保たせ、互に相補益して統一的の理會を得させることを圖つたこと。

ハ、學校管理法は、學校並びに學級に於ける經營處理の實際に應じさせなければならぬとの著者の確信に基き、小學校經營の實際に就てその要領を適切に説述したこと。

ニ、法令上の規定は、その條文を擧げるだけでなく、又その趣意のある所を徹底させ、殊にその施行に關して現時の實況を具體的に説示し、法の活用に就ての生きた知識を得させることが、極めて必要であるとの考からして、大切な個所に於ては、精確な數字を擧げて、現在の情況を如實に理會させることに努めた。教授者は、更に各地方に於けるそ

れぞれの教育統計を活用し、これと比較して教授を加へられたならば、非常に有効であらうと信ずる。

ホ、全部に亘つて内容を増加して、然も敘述を簡潔にし、行文は、總て平明な口語としたこと。

ヘ、項目の選定、記述の繁簡及び諸案の實例等には、豫め注意を加へ、一方には教授者の便宜を計つたと同時に、他方には學習者が要領を明確に會得し、且教育實習と相待つて自ら啓發工夫する所あらせるやうに圖つたこと。

昭和八年十二月

著者識す。

目次

緒論.....一

第一篇 教育制度の概要.....三

第一章 自治制度.....三

第二章 教育行政.....六

第三章 学校の種類及び系統.....一一

第二篇 小學校管理上の諸問題.....一三

第一章 小學校の本旨及び種類.....一三

第二章 小學校の設置.....一八

第三章 小學校の教科.....二四

第一節 教科目.....二四

第二節 教授の程度及び教授時數.....二七

第三節 教科用圖書.....三四

目次

第四節 卒業修業の認定……………三六

第四章 小學校の編制……………三七

第一節 學級の編制法……………三七

第二節 教員の配置……………四〇

第五章 小學校の設備……………四八

第一節 設備及び取締……………四八

第二節 校地……………五〇

第三節 校舎……………五三

第四節 屋外運動場……………五七

第五節 校具……………五八

第六節 學校園及び農業實習地……………六四

第六章 就學……………六六

第一節 就學義務……………六六

第二節 就學に關する事務……………七三

第七章 小學校の職員……………七五

第一節 種類及び資格……………七五

第二節 任用及び待遇……………七九

第三節 服務及び職務……………八〇

第四節 俸給諸給與及び恩給……………八三

第五節 權限・解職及び懲罰……………八八

第八章 小學校の費用負擔及び授業料……………九三

第一節 費用の負擔……………九三

第二節 豫算及び收支……………九五

第三節 授業料……………九七

第四節 經費の實額と地方の財政……………九八

第九章 小學校の補習科及び實業補習學校……………一〇〇

第一節 補習教育と職業指導……………一〇一

第二節 小學校の補習科……………一〇三

第三節 實業補習學校……………一〇四

第十章 小學校に類する各種學校……………一〇九

第十一章 小學校に併置し得る社會教育施設……………一二

第十二章 幼稚園……………一四

第十三章 小學校の管理及び監督……………二一

第三篇 學校衛生上の諸問題……………二五

第一章 學校衛生の必要……………二五

第二章 學校衛生の實際……………二六

第一節 設備上の衛生……………二六

第二節 教授上の衛生……………二九

第三節 運動上の衛生……………三五

第一 運動上の一般衛生……………三五

第二 各種運動の勵行……………三九

第三章 身體虛弱者・精神薄弱者の取扱……………四六

第一節 身體虛弱者及び缺食兒童の取扱……………四七

第二節 精神薄弱者の取扱……………五一

第四章 學校醫及び學校看護婦……………五三

第一節 學校醫及び學校齒科醫……………五三

第二節 學校看護婦……………五四

第五章 身體検査……………五六

第六章 學校に於ける疾病豫防並びに治療……………五九

第一節 學校兒童の疾病異常及びその豫防……………五九

第二節 傳染病及びその豫防……………六三

第三節 救急處置……………六六

第四節 衛生事項の訓話……………七〇

第五節 教師の衛生……………七〇

第四篇 小學校經營の實際……………七三

第一章 教授に關する行事……………七三

第一節 學期の區分及び休業日……………七三

第二節 教授細目の編成……………七四

第三節 教授案・指導案及び目標の設定……………七五

第四節 教授に關する研究……………七七

第五節 學用品……………一八〇

第六節 優等兒童及び劣等兒童の取扱……………一八一

第七節 復習宿題及び課外作業……………一八四

第八節 校外教授……………一八六

第九節 課外讀物と學級文庫兒童圖書館映畫教育……………一八九

第十節 成績品展覽會及び學藝會……………一九一

第十一節 學業成績考查……………一九三

第二章 訓練に關する行事……………一九六

第一節 校訓・校歌訓練要目及び級訓……………一九六

第二節 講堂訓話……………一九九

第三節 諸儀式……………二〇〇

第四節 朝會・終會及び學校揭示……………二〇三

第五節 兒童管理上の諸規律……………二〇三

第六節 職員の當番勤務……………二〇七

第七節 兒童の作業……………二〇八

第八節 學級會……………二一〇

第九節 休暇中の注意……………二一一

第十節 職員協議會……………二二三

第十一節 學校と家庭との聯絡……………二二三

第十二節 訓練要録……………二二六

第十三節 賞 罰……………二二七

第十四節 操行査定……………二二八

第十五節 卒業生の誘掖……………二二九

第三章 小學校の事務……………二三〇

第一節 事務管理と能率の増進……………二三〇

第二節 一般事務……………二三三

第三節 研究事務……………二三六

第四節 學級事務……………二三七

第四章 學籍簿出席簿及び一覽表の調製……………二三九

第一節 學籍簿及び出席簿……………二三九

第二節 年中行事の制定とその揭示	三〇
第三節 學校一覽	三〇
第五章 參觀視察教育測定及び學校調査	三三
第一節 參觀視察	三三
第二節 教育測定	三四
第三節 學校調査	三六
結論	三七
附錄	一
地方學事通則	一
小學校令	二
小學校令施行規則	二
幼稚園令	四
幼稚園令施行規則	四

〔目次終り〕

三訂 新學校管理法

文學博士 乙竹岩造 著

緒論

學校管理法の任務と必要 學校管理法は、學校をして教育の効果を收めるのに最も適當な場所たらせる爲、必要な諸般の施設經營を考究するものである。教育の効果を確實にするに必要な條件は元より多く、教育者人格の崇高、薰染感化の力、學識の豊富、技術の堪能、實行の意力、服務の勤勉等、何れもそれに密接の關係を有つてゐる。けれども、若し校長教員にして學校管理の方法と才幹とに缺ける所があつた

ならば、所謂九俛の功を一簣に虧くの憾みがあるであらう。これ、教育上學校管理法の重要な所以である。

然し、學校の施設經營は、その全部を教師が自由に處置し得べきものではない。主要な事項は大抵、法規を以て定められてゐるから、教師は必ずこれに遵由すべきであつて、この點から見れば、學校管理は畢竟、教育法規の活用である。けれども又管理上の諸問題は、極めて廣汎多岐に亘るものであつて、教師の畫策企圖に待つべき部分も決して少なくはないのである。

本書の組織　それ故に、本書は先づ教育制度の概要を説き、次で法令に準據すべき小學校管理上の諸問題と、學校衛生上諸般の事項とに及び、更に進んで、教師の畫策企圖に待つべき小學校經營の實際に就て、これを明かにしよう。

法規の活用としての學校管理

教師の畫策に待つべき學校管理

第一篇 教育制度の概要

第一章 自治制度

人文の進歩と行政方法の變遷
公共團體の行政
自治制度
自治團體
自治制度と國家の行政との關係

自治制の意義　人文がまだ進まなかつた時代にあつては、國家は行政官廳に一切の政務を管掌させたものであるが、人文が次第に開け、政務も亦多きを加へるに至つては、國家は國家内の公共團體に、その一部を處理させる方法を取ることが便利である。即ち、人民をして公共團體を作らせて、これが人格を認め、自己の意志で、その團體内の一定の行政事務を處理させるのであつて、その制度を自治制度といひ、その團體を自治團體といふ。

然し、自治制度なるものは、その團體が全然獨立し、國家とは無關係に、自己團體内の行政事務の全部を自由に處理することが出来ること

國家の政務

自治團體の事務

いふのではない。元來、この制度は、國家の進歩發展を助長するに必要な方法として認められたものであつて、決して國家の方針と背馳することを許さず、寧ろ國家が定めた法規の範圍内に於て、これに基いてその團體内の政務を適切に處理すべきものである。即ち、政務上の重要事項は、國家がこれを規定し、その細部分に亘るものは、自治團體がその事情に鑑みて、これに適切な處理を加へ、そして國家の進歩發展を助けるのである。

地方自治團體と公共組合

自治團體の種類及び機關 自治團體には、土地と人民とを構成の要素とする地方自治團體と、人民のみを構成の要素とする公共組合とがある。市町村、府縣等は地方自治團體であり、水利組合、商業會議所等は公共組合である。

自治團體の機關
議決機關

自治團體は、その行動に必要な機關を要する。これを分けて議決機關、執行機關の二つとする。議決機關は、自治團體の意志を決定する機

執行機關

關であり、執行機關は、その意志を執行する機關である。左に地方自治團體に就て、その機關を説明しよう。

市町村の議決機關

一、市町村 市町村は、地方自治團體の根本である。その議決機關は、市では市會及び市參事會であり、町村では町村會である。又その執行機關は、市では市長、町村では町村長である。

その執行機關

府縣の議決機關
その執行機關

二、府縣 府縣は、市町村の集合によつて形成されてゐる上級の地方自治團體である。その議決機關は、府縣會及び府縣參事會であるが、その執行機關としては、特別のものを有つてゐない。國家の官廳たる府縣知事がこれを兼ねることになつてゐる。

市の數
町村の數
府縣の數

地方自治團體の數 昭和六年現在に於ける地方自治團體の數は、市が百九、町村が一万一千六百九十四で、合計一万一千八百三の市町村と、そして一道四十六府縣とである。

第二章 教育行政

教育行政の性質 國家はその自存發達を全うする爲に、内務・外務・財務・軍務・法務等諸般の行政事務を要するもので、これ等は皆それぞれ特別の目的を有つてゐる。就中、内務行政の目的は、人民の福祉を増進させるにあつて、その爲には、殖産・交通・警察等に關する行政が何れも必要であるが、人民の精神・身體の發達を助長させる行政も、亦甚だ重要である。蓋し、國民一般の道德・知識・技能・體力の進否が、國家の進歩發展に重大な關係を有することは、毫も疑を容れないからである。即ち國家は、その自存發達の爲には、必ず教育を尊重し、常にその施設經營を圖らなければならぬのであつて、これに關する行政を稱して教育行政といふ。

元來、一切の行政は、國家の自存發達に必要なものであるから、その

教育行政が國家の自存發達に必要な理由

國の教育事務と市町村の教育事務との關係

國の教育事務

市町村の教育事務

事務は、國家自らこれが機關を設けて直接に處理するのが原則である。けれども、教育の如く、精神・身體の發達の助長を目的とする行政は、前に述べた通り、地方自治團體をしてこれを助けさせる方が、一層適切なのである。そこで教育行政は、その最も重要な事項、例へば小學校の目的・種類・修業年限・教科及び編制・就學義務・職員の資格・費用一部の負擔等は、國の教育事務として、國家自ら直接にこれを規定處理し、又それ等に次で重要で、然も地方の情況に適切ならせるべき事項、例へば校舎の設備・維持・職員俸給の一部並びに校費の負擔等は、市町村の教育事務として、これを自治團體に委任し、一定の法規の下にそれを監督して執行させる。かく兩兩相待つて、その目的を十分に到達しようとするのである。

教育行政の機關 教育行政に關する主な機關は、文部大臣・府縣知事・市町村長等である。左にその各に就て述べよう。

文部大臣の職權

一、文部大臣 文部大臣は、教育行政に關する最高官廳で、全國の教育・學藝に關する事項を管理するものである。即ち、〔一〕教育に關する法律・命令の立案、〔二〕教育に關する命令の發布、〔三〕教育行政に關し府縣知事以下に對する指揮監督、及び〔四〕教育に關する行政處分等を以てその職權とする。但し、朝鮮・臺灣・樺太・關東州の教育、及び宮内省・内務省・陸海軍省等所管の各學校は、その所轄外である。

その補助機關

文部大臣は、その事務を處理する爲に補助機關を要する。政務次官・次官・參與官・局長・秘書官・書記官・學生部部長・事務官・督學官・社會教育官・學校衛生官・學校衛生官補・圖書事務官・圖書監修官・圖書監修官補・技師・屬及び技手等は孰れもそれである。

府縣知事の職權

二、府縣知事 府縣知事は、その地方に於ける諸般の行政事務を掌る官廳で、教育事務に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて法律・命令を執行し、國の教育事務を行ふと同時に、又自治團體たる府縣の教育

その補助機關

事務をも執行するものである。知事が教育事務を執行するに方つてその補助機關となるものは、學務部長たる書記官・地方視學官・視學屬等である。〔別に師範學校長は、その府縣の小學校教育を視察する任務を有つてゐる。〕

市町村長學校組合管理者の職能

三、市町村長市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者 市町村長・市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者は、自治團體の機關であつて、官廳ではないけれども、自治團體としての教育事務を執行すると共に、知事の指揮監督を受けて國の教育事務をも執行するものである。國の教育事務を執行するに方つては、自治團體の議決機關たる市會・市參事會・町村會・市町村學校組合會又は町村學校組合會の干涉を受けないけれども、自治團體としての教育事務を執行するに際しては、必ずその議決機關の決定によるべきである。

その他の補助機關

この外、小學校の教育事務に就て、直接必要な補助機關は、學務委員

及び學校醫である。これに關しては後章に於て詳述する。
小學校關係法規 小學校に關する主要な法規は、小學校令及び小學校令施行規則である。

小學校令の重要性

小學校令 小學校令は、小學校教育に關する根本を規定する法規であつて、實に我が邦小學校教育の法的根幹をなすものである。我が國の小學校制度は、最初明治五年の學制頒布に始まり、明治十九年に小學校令が制定せられ、同二十三年及び同三十三年の改正を経て、現行の小學校令(勅令第三百四十四號)となり、更に部分的の改正を加へられて、今日に至つてゐる。

小學校令施行規則の重要性

小學校令施行規則 小學校令施行規則は、小學校令に次で重要なものであつて、小學校令實施上の方法、手續等を詳細に規定したものである。明治三十三年八月小學校令改正と共に、文部省令第十四號を以て發布せられ、爾來部分的の改正を経て、これ亦今日に及んでゐる。

主要な關係諸法規

この他關係法規の主要なものには、市制町村制地方學事通則、市町村立小學校教育費國庫補助法、市町村義務教育費國庫負擔法、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程、市町村立小學校教員加俸令及び恩給法等である。尙この外、中央官廳及び地方官廳から隨時公布される大小の法規にも、準據すべきである。

参照 上述の各種法規。

第三章 學校の種類及び系統

我が邦學校の種類 我が邦の學校教育は、その目的に依つて、普通教育、實業教育、専門教育、師範教育の四大系統に分つことが出来る。普通教育を施す學校は、小學校〔尋常小學校、高等小學校〕、中學校、高等女學校〔實科高等女學校も含む〕、盲聾啞學校であり、實業教育を施す學校は、農業、工業、商業、商船、水産の各種實業學校、實業補習學校であり、専門教育

を施す學校は、専門學校、實業専門學校、高等學校、大學等であり、師範教育を施す學校は、師範學校、高等師範學校であり、文理科大學も亦實質上、師範教育を施すを目的とするものである。この他に宮内省、内務省、陸海軍省等の所管する學校もある。

教育系統確立の重要性 教育系統の確立は、國家教育の發達に重大な關係を有するものであつて、その完成には、教育學上の理論は勿論、總じて一國文化の進展、經濟、國防等に至るまで、これと緊密な關聯を有するのである。我が邦現在の學制中にも、改善さるべき幾多の問題を含んでゐる。時勢の進運と共に、これが充實に努めなければならぬ。

第二篇 小學校管理上の諸問題

第一章 小學校の本旨及び種類

小學校の本旨 小學校の本旨即ちその目的とする所は、小學令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と示されてある。これを分解すると、〔一〕身體の發達に留意すること、〔二〕道德教育の基礎を造ること、〔三〕國民教育の基礎を造ること、〔四〕生活に必須な普通の知識・技能を授けることにあるのは、既に改訂新教育學で明かにした所である。

小學校の本旨の
要約

法令に依る統一

我が邦小學校教育の特色 我が邦の小學校教育は前述のやうに、法令の定める所に依つて殆ど全國一樣に實施されてゐるが、かくの如くに小學校教育を統整してゐるのは、世界に多くその類例を見ない所である。但し劃一的制度の下にあつても、教育の實質に於ては、地方生活の情況に應じて適切に地方化されるべきは、勿論である。

唯一種の小學校による教育

我が邦小學校教育の世界に誇るべき他の特色は、國民の貧富階級の如何を問はず、唯一種の小學校で教育される點である。かくして統一ある民族意識の涵養と、健實な國民文化の發揚とが期し得られるのである。これに反してヨーロッパの諸國では、一般に貧富の相違に依つて國民の入つて學ぶ小學校を異にし、爲に幼時から徒らに階級意識を鋭くし、國民相互の理會を妨げ、社會情念の養成に障礙を來す虞がある。故に大戰以後この制度を破り、凡ての國民が同一組織の小學校に於て學ぶやうな、所謂統一學校の運動が興り、着着その趣旨を

教育と宗教との分離

實現してゐる。我が邦の小學校制度は、その創始以來既にこの統一學校の根本精神に適つたものであつて、誠に人意を強うするに足るものである。

次に擧ぐべきは、我が邦の小學校教育が全然宗教の外に置かれ、課程外と雖も、宗教教育を施し又は宗教的儀式を行ふことを許さないことである。教育をば宗教との混亂紛糾から隔離する運動は、歐米近世教育史上に於ける一大運動であつて、然も實施に當つて最も困難を感じてゐるものである。フランスは夙に宗教を學校教育の外に置き、宗教科の代りに公民科を加へ、宗教教育は家庭に一任してゐ、イギリス及びドイツは宗教教授を父兄の自由選擇となし、北米合衆國は主に日曜學校に任せてゐる。そして一般に宗教教育の實際を見ても、主觀的な信仰の問題に觸れることを避け、大體、宗教の歴史的發展の跡を知らせようとする態度を採つてゐる。この點に關しても、我が國

の小學校は歐米のそれに優つてゐるといつてよい。然しこれは、宗教的心情の基礎的培養を不必要とするのではなく、唯特定の宗派と儀式とよりは離るべきであるといふのである。

小學校の種類 小學校は、次の如くに類別することが出来る。

一、教科の程度による類別 この點からは、尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校の三種に別れる。

尋常小學校 その修業年限を六個年とし、義務教育を施す所である。即ち満六歳に達した兒童は、その父兄の職業階級の如何を問はず、必ずこれに入つて教育を受けなければならぬのであつて、國民の文化を高め、その精神の統一を圖る基礎である。

高等小學校 その修業年限が二個年又は三個年であつて、尋常小學校を卒業した者を收容し、一層精深な普通教育を施す所である。その入否は、父兄の自由に任せてある。

尋常高等小學校 同一學校に上述二校の教科を併置したものであつて、尋

上述三種小學校
の現在數

常小學校及び高等小學校の規定を、それぞれに適用する。

昭和三年度に於ける全國尋常小學校の數が七千八百八十六、高等小學校の數が百四十九、尋常高等小學校の數が一万八千二百七十一であつて、小學校の總數が二万五千六百六である。

二、經費の負擔による類別 この點からは、官立小學校、公立小學校、私立小學校の三種に別れる。

官立小學校 これは、國家がその費用を負擔して設置したもので、高等師範學校附屬小學校の如きは、それである。

公立小學校 これは、公共團體がその費用を負擔して設置したもので、それに數種ある。市町村がその費用の大部を負擔して設置した市町村立小學校、市町村學校組合又は町村學校組合がその費用の大部を負擔して設置した市町村組合立又は町村組合立小學校、及び、府縣がその費用の大部を負擔して設置した府縣師範學校附屬小學校等の如きは、それである。

私立小學校 これは、一人又は私人又は私法人がその費用を負擔して設置したも

上述三種小學校の現在數

昭和三年度に於ける全國小學校中、官立小學校が四、私立小學校が百〇五で、殘餘二万五千四百九十七は皆公立小學校である。

三、學級の編制による類別 この點からは、多級小學校、單級小學校の二種に別れる。

多級小學校 これは、全校兒童を二學級以上に編制したものであつて、學級數によつて二級學校乃至最多級學校に別けることが出来る。

單級小學校 これは、全校の兒童を一學級に編制したものである。

但し、我が邦現在に於て單級小學校の數は極めて少なく、昭和三年度に於て七百五十を算へるだけで、他は皆多級小學校である。

參照 小學校令第一章各條。小學校令施行規則第三十九條。

第二章 小學校の設置

上述二種小學校の現在數

尋常小學校設置の義務

尋常小學校の設置 尋常小學校の教育が義務教育である以上、國家

は自ら尋常小學校を設置すべきであるが、校舎の設備の如きは、地方の情況に適應させるべきものであるから、委任事務として市町村の自治團體に、その設置の義務を負はせてある。小學校令第六條に、市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシとあるのが、それである。但し、これが爲には國家は、道府縣をしてその經費の補助をなさしめ、自らも亦教員の俸給に要する經費の一部を負擔する。即ち、國家は大正十二年三月、法律を以て市町村義務教育費國庫負擔法を發布して、毎年度四千万圓を下らざる金額を支出することとし、同年六月、これが施行に關する勅令及びその施行規程を發布して、一定の標準を定め、一方には教員數により、他方には就學兒童數によつて、これを全國に配當することになつた。然も年年増加する經費を償ふ爲、更に國家は、昭和五年までに三回に亘つ

義務教育費の國庫負擔

てその規程に改正を加へて、支出額を八千五百万圓に増したのである。かくして市町村は、必ずその区域内の學齡兒童を悉く收容するに足るべき尋常小學校を設置しなければならぬのである。

若し、自治團體の資力が薄弱であるか、又は特殊の事情のある場合には、左の如き特別の方法によらせる。

尋常小學校設置に關する特別の方法
町村學校組合の必要

一、一町村の資力が不十分で、一學校を設置し難い場合には、他の町村と學校組合を設けさせ、共同の資力によつてこれを設置させる。町村學校組合はかうして出来るのである。

二、一町村の兒童數が過少であるか、又は町村の地形により、適度の通學路程内に於て、就學兒童の數が一尋常小學校を構成するに足らない場合には、他の市町村と學校組合を設けるか、又は兒童の全部若は一部の教育事務を他の市町村町村學校組合又はその學區に委託させる。これを兒童教育事務の委託といふ。そしてこの委託を受けた市町村町村學校組合又はその學區は、これを應諾しなければならぬのである。

兒童教育事務の委託

上級自治團體の補助

設置又は兒童教育事務委託の義務の免除

三、資力が最も薄弱で、他の市町村に委託の費用をも支辨することが出来ない場合には、府縣が町村又は町村學校組合に相當の補助を與へることになつてゐる。

四、萬已むを得ない場合には、該町村若は町村學校組合をして、その一部に關しては、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除するのである。

義務教育費交付金の増加

然し、國家は今述べた市町村義務教育費の負擔に關して、資力その他の事情により、必要ある市町村に對しては、特に交付金を増加し得る規定を設けた。即ち、薄資の市は二重の、又薄資の町村は三重の、配當交付を受けることが出来るのである。現に昭和五年度に於ける交付金の内譯を見ると、市町村配當額が七千五百九十一萬圓、特別市への増加配當額が五十九萬圓、特別町村への増加配當額が八百五十萬圓となつてゐる。かくて自治團體の資力の薄弱の爲、前項で述べたやう

尋常小學校の校
數位置と自治團
體の意見

高等小學校の性
質とその設置の
必要

な方法によらなければならぬ場合も、今後は益減ずるであらう。これも、一に國家が教育の普及を圖り、特に義務教育の徹底を期する趣意に外ならないのである。

市町村立小學校の設置に就ては、上述の如く種種の事由があるの
で、その校數並びに位置に關しては、自治團體の意見を重んじ、府縣知
事に於て市町村又は町村學校組合の意見を聽いて、これを定めるこ
とになつてゐる。

高等小學校の設置 高等小學校の教育は、義務教育でないから、その
設否は、自治團體の自由に任せてある。即ち市町村、市町村學校組合又
は町村學校組合に於て、これを設けることが出来るやうにし、その設
置廢止に關しては、府縣知事の認可を受けることになつてゐる。

抑も尋常小學校に於ては、唯基礎教育が行はれ得るだけであるか
ら、眞に實質上効果ある教育は、寧ろこれ以後の施爲に待たなければ

ならない。その上、現に尋常小學校卒業者の五割五分以上の多數が高
等小學校に入學する實情を見ても、高等小學校を設けて、中等學校に
入らざる多數兒童の爲に、稍精深適切な教育を施すことは、我が國民
教育上、頗る緊要のことに屬する。その上、義務教育年限の延長せられ
る準備としても、高等小學校の設置及びその内容の改善は、現在に於
て最も望ましい所である。

私立小學校の設
置と經營の獨自
性

私立小學校の設置 小學校は市町村で設置すべきものであるけれ

ども、私人が自費を以てこれを設けようとする場合には、國家はそれ
に認可を與へる。即ち、何人でも府縣知事の認可を受ければ、私立小學
校を設置又は廢止することが出来る。無論、法令の規定に従つて公立
小學校と同様の教育を行ふのであるが、その範圍内に於て、設立者が
獨自の見識を以てこれが經營をなし、その特色を發揮することが出
來るのである。

參照 地方學事通則第五條、第八條、小學校令第二章各條、同第七章第五十三條、第五十四條、市町村義務教育費國庫負擔法各條、勅令第三百十五號市町村義務教育費國庫負擔法ノ施行ニ關スル件各條、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程各條。

第三章 小學校の教科

第一節 教科目

小學校に於ける教科目の選定は、國民教育上至大の關係を有するものであるから、國家が必要に鑑みてこれを定めて、全國の統一を圖り、然も土地の情況に應じて幾分の斟酌を許すのである。今これに關する小學校令の法文を擧げると、左の如くである。

尋常小學校

必設科目

尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ

加設科目

女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

高等小學校

高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業)ノ一科目又ハ數科目トシ、女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

加設科目

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

隨意科目

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

選擇科目

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得、實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム、實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

即ち國家は、必設科目を明示して全國の統一を圖り、加設科目に依

つて地方化に努め、更にこれを選択科目及び隨意科目として、児童の個別化をも顧慮してゐると見らるべきである。又高等小學校では、尋常小學校に比べて一層實際生活に直接有效ならせるやう留意し、殊に實業の科目に重きを置いてゐる。これ大正十五年四月に改正された小學校令の趣旨である。宜しく地方の状況を洞察して、それへの適應に努め、進んでは児童將來の職業指導をも考慮すべきである。

尋常小學校、高等小學校共に、教科目の加除には、府縣知事の認可を受けなければならぬ。又児童身體の状況によつて到底學習することの出来ない教科目は、これをその児童に課さないで、その義務教育の修了を認定することが出来る。例へば、不具の児童には體操を缺き、發聲器に著しい故障のある者には唱歌を課さないで卒業させることが出来る等、それである。

参照 小學校令第三章第二十二條。

第二節 教授の程度及び教授時數

教科課程表 各教科目に就て、その教授の程度及び範圍を定めるのは、教育上重要なことである。この點に關して、國家は、一方には教育學の理論上から、他方には國民教育の實際上から、十分慎重な討議を加へ、現在の時勢に於て最も適切と認める程度及び時數を定め、全國をしてそれに遵由させてゐる。それが、即ち教科課程表である。

尋常小學校教科課程表〔修業年限六個年〕

〔小學校令施行規則第四號表〕

國語	修身	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
		時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方	道德ノ要旨	發音、日常須知ノ文字及近ノ讀ミ方、綴リ方、話シ方

教科課程表の國家的規定

算術	國史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工	計
五 百以下ノ數ノ唱ヘ方、書キケル範圍ニ於テケル加減乘除				(單形) 簡單ナル形體	四 平易ナル單音唱歌	四 體操		簡易ナル細工	二一
五 千以下ノ數ノ唱ヘ方、書キケル範圍ニ於テケル加減乘除				(單形) 簡單ナル形體	四 平易ナル單音唱歌	四 體操		簡易ナル細工	二三
六 通常ノ加減乘除				一 簡單ナル形體	一 平易ナル單音唱歌	三 體操		簡易ナル細工	二五
六 通常ノ加減乘除及小數ノ呼ビ方、書キケル加減乘除(珠算)			二 植物、動物、礦物、及自然ノ現象、通常ノ化學上ノ現象、作用、人身生理	一 簡單ナル形體	一 平易ナル單音唱歌	三 體操	二 運針法、縫ヒ方、縫ヒ方	簡易ナル細工	男二七 女二九
四 整數、小數、諸等數(珠算) 加減	二 國史ノ大要	二 日本地理ノ大要	二 植物、動物、礦物、及自然ノ現象、通常ノ化學上ノ現象、作用、人身生理	二 簡單ナル形體	二 平易ナル單音唱歌	三 體操	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁ヒ方	簡易ナル細工	男三〇 女三二
四 分數(珠算) 加減	二 前學年ノ續キ	二 前學年ノ續キ	二 植物、動物、礦物、及自然ノ現象、通常ノ化學上ノ現象、作用、人身生理	二 簡單ナル形體	二 平易ナル單音唱歌	三 體操	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁ヒ方	簡易ナル細工	男三〇 女三二

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

高等小學校教科課程表〔修業年限二個年のもの〕
〔小學校令施行規則第五號表〕

教科 目	學年	授時數	第一學年	第二學年
修身	二	二	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算(日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	前學年ノ續キ
地理	二	二	外國地理ノ大要	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、作用、人身生理衛生ノ大要
圖畫	一	一	簡單ナル形體	簡單ナル形體(簡易ナル幾何畫)

計	裁縫	家事	實業	體操	唱歌	手工
						一
男二九 女三〇	四			三	一	一
	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方			體操 遊戯及競技	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	簡易ナル製作、製圖、手藝
男二九 女三〇	四			三	一	一
	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要			體操 遊戯及競技	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	簡易ナル製作、製圖、手藝

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

同上 (修業年限三個年のもの)

〔小學校令施行規則第六號表〕

學年	教科目	每週教授時數	第一學年	每週教授時數	第二學年	每週教授時數	第三學年
修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整数、小數、分數、數形、珠算	四	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	四	第一學年、第二學年ノ課程ノ補習 (日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	二	前學年ノ續キ	二	國史ノ補習
地理	二	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習	二	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、作用、人身生理衛生ノ大要	二	理科ノ補習
圖畫	一	一	簡單ナル形體	一	(簡單ナル幾何畫)	一	(簡單ナル幾何畫)
手工	一	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝

計	裁縫	家事	實業	體操	唱歌
女男 三二 〇九	四		女男 二五	三	一 (單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))
	裁縫 裁チ方、 縫ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、 縫ヒ方	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要 (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	體操 遊戯及競技	
女男 三二 〇九	四		女男 二五	三	一 (單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))
	裁縫 裁チ方、 縫ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、 縫ヒ方	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要 (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	體操 遊戯及競技	
女男 三三 一〇	五		女男 二六	三	一 (單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))
	裁縫 裁チ方、 縫ヒ方	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、 縫ヒ方	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要 (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	體操 遊戯及競技	

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ毎週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ毎週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

教授時數を増減
する場合

教授時數の増減 尋常小學校に於て手工を加へる時、又はその第一學年、第二學年に圖畫を課する時は、その毎週教授時數は學校長に於て、他の教科目の毎週教授時數を減じてこれに充つべきであり、二部

教授をなす場合には、教科目の毎週教授時數は、管理者又は設立者に於てこれを定めて、府縣知事の認可を受くべきである。又高等小學校に於て、實業を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當すべきであり、實業に於て工業を學習する爲手工を課さない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當することが出来る。尙第三學年に於ける圖畫、唱歌を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數を學校長に於て他の教科目に配當することが出来る。

尙土地の情況によつて、管理者又は設立者は府縣知事の認可を受けて、尋常小學校では十八時以上三十時以下、高等小學校では二十七時以上三十二時以下に於て、毎週教授時數を増減することが出来る。二部教授をなす場合には毎週教授時數は、各部十八時以上とし、年少

教授時數を短縮する場合

の部にあつては、これを十二時までには減ずることが出来る。又夏季・冬季の休業前後各二十日以内は、児童心身發育保護の必要上、毎日の教授時數を減ずることが出来、この場合には學校長に於て、便宜各教科目の毎週教授時數を斟酌すべきである。

参照 小學校令施行規則第一章第一節第十七條から第二十一條までの各條。

第三節 教科用圖書

教科用圖書使用上の規定 教科用圖書は、教授上極めて重要なもので、實に教授の生命の係る所といつても敢て過言ではない。これに關して、以前には民間發行のものに就て採定した時代もあつたが、明治三十六年以來は、國定の制度を採り、小學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものたるべしと規定されてある。但し、その圖書が

國定教科用圖書

同一の教科目に關して數種ある時は、その中に就て府縣知事がこれを採定することになつてゐる。尙教科用圖書使用上の規定を示すと、左の如くである。

- 〔一〕必ず文部省著作のものを使用すべきもの。
修身。國語。算術。國史。理科。家事。圖畫。
 - 〔二〕府縣知事の採定すべきもの。
前記教科目外の圖書に限り、府縣知事は、文部省著作のもの又は文部大臣の檢定を経たものの中から採定する。
 - 〔三〕児童用書を採定することを得ないもの。
體操。裁縫。手工。尋常科第四學年以下の唱歌。
 - 〔四〕學校長の意見によつて、児童に使用させなくともよいもの。
國語書き方。算術。理科。家事。圖畫。小學地理附圖。
- 教科用圖書の變更 教科用圖書を變更した場合には、その圖書は最

教科用圖書變更上の制限

下學年の兒童から使はせ、他の兒童には從來の圖書を襲用させるべきことになつてゐる。

参照 小學校令第三章第二十四條 小學校令施行規則第一章第五節 第五十三條から第五十六條までの各條。

第四節 卒業、修業の認定

卒業の認定 學校長は、修業年限の終に於て、尋常小學校若は高等小學校の教科を修了したと認めたる者に、卒業證書を授與すべきであり、又學年末に於て、各學年の課程を修了したと認めたる者に、修業證書を與へることが出來、又複式學級で一學年間學習した者には、學習證書を與へることが出來る。そして、修了の認定には試験を用ひず、平素の成績を考査してこれを定めるべきものと規定されてゐる。

参照 小學校令施行規則第一章第一節第二十三條及び第二十四條。

第四章 小學校の編制

第一節 學級の編制法

學級の意義 従前使はれた級又は年級といふ語は、唯漠然と學年の等級を表はすに過ぎなかつたが、今日用ひられる學級といふ語は、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき兒童の一團を意味するのである。蓋し兒童の眞の全人格陶冶は、學級といふ共同社會に於て自らを見出させる所に始めて行はれるのであつて、學級のもつ社會性こそ、兒童教育に重要な意味を有するものである。故に學級は、全學校教育の有機的分節であり、具體的に教育の行はれる場所であると言ひ得る。かくてその一團は、一個の學年から成ることもあれば、二個以上の學年から成ることもあり、最も極端な場合に至つて

學級とは一人の教師が一教室内で教授する兒童の一團である

は、實に六個學年から成立つこともあるのである。

學級編制法の種類 學級編制法を大別すると、多級編制法と單級編制法とである。多級編制法とは、全校の兒童を二學級以上に編制するもので、單級編制法とは、全校の兒童を一學級に編制するものである。多級編制法は、更に單式編制法・複式編制法・二部教授編制法に別れる。單式編制法とは、同一學年の兒童だけで一學級を組織するもの、複式編制法とは、二個學年以上の兒童を合せて一學級を組織するもの、又二部教授編制法とは、全校の兒童又は一部の兒童を一日の中、前後の兩部に分けて教授するものをいふ。

最も多い單式多級編制法

單式編制法 上述各種の中、最も多いのは單式多級編制法である。昭和三年度に於て、全國市町村立及び私立小學校の總數は、分教場を除いて二万五千二百六十六であるが、その中、單級單置の學校は七百五十、單級併置の學校は四千三百十三であつて、他は皆純粹の多級のものである。

複式編制法の原則

ある。又全部の兒童に二部教授を施行してある學校は、僅か六であり、一部の兒童に施行する三百九十校を合せても、三百九十六だけであつて、他は皆單式又は複式の多級であり、然もその大部分は單式編制によつてあるものである。

複式編制法 複式即ち二個學年以上を一學級に編制するには、學年の相接近したものを組合すのが原則である。例へば、二個學年の複式では、第一・二學年を一學級とし、第三・四學年を組合し、第五・六學年を合併する等である。又三個學年を一學級に編制する場合には、第一・二・三學年と第四・五・六學年とに別る等である。但し、設備又は兒童數の多寡によつては、却つて低學年と高學年とを組合すこともある。

單級編制法の利害

單級編制法 單級編制法は、全校の兒童を一學級に編制するものであるから、經濟上、訓練上に利益の多いことが、その特質である。然し、教授上からは、教師の直接指導を受ける時間が自ら減ずるから、勢その

知識の分量に缺ける所あるを免れないけれども、又自働練習の機會は多く、随つて兒童が學習を確實にするといふ利點もある。又單級編制法では、教科・教材の種類により、適當の組分をして取扱ふのが便利である。

二部教授編制法の事情

二部教授の編制法 二部教授編制法を取るべき理由は數數あるが、就中その最も主な點は、經濟上の事情である。即ち、市町村の經濟が、一學級毎に本科正教員一名宛を置くことを許さない場合、及び、校舎が狹隘であるのに、町村の財政がこれが擴張の負擔に堪へない場合等に於て、已むを得ずこの編制法を取るのである。その他經濟には支障がなくとも、本科正教員を得難い場合、若は校舎の新築改築等の爲差支を生じた場合等に於ても、亦一時の便宜法として用ひることがある。そしてこれを用ひる必要のある所では、主として年少の兒童に對して行ふがよい。但し、前後の兩部その昇校の時間を固定すると偏頗

三學級二教員制

になる虞があるから、適當の交代をなすべきである。

その他の方法 二部教授編制法にもより難い場合には、年長の者に對し二部教授を加味しない三學級二教員制を行ふことによつて、六學級の學校に五教員、五學級の學校に四教員、四學級の學校に三教員を配置する等の組織とすることも出来る。但し、その教員の資格等は小學校令施行規則の定めた所によるのは勿論、殊に優良な教員を配置し、給與を十分にし、且その教員を過勞させないやうに注意する必要がある。

二十四學級以下の制限

學級數の制限 規定に隨へば、多級編制の學校では、一學校の學級數は二十四學級以下とし、特別の事情ある時は、管理者・設立者に於て、府縣知事の認可を受けてこの制限を超えることが出来る。分教場を設けた場合には、一分教場の學級數は六學級以下とし、前記の制限外とすることが出来る。

尋常七十人高等
六十人以下の制
限

兒童數の制限 一學級の兒童數も亦尋常小學校では七十人以下、高等小學校では六十人以下に制限され、特別の事情ある時は、各十人までを増すことが出来る規定である。蓋し、教師の力は各兒童に普及すべきものであつて、前記制限以上に及ぶと、自ら缺漏あるを免れないからである。教育上の理想からいへば、何れも四十人以下に止めることこそ望ましいが、如何せん、經濟上の關係は、理想にのみよることを許さないのである。

各國に於ける男
女學級分離並び
に共同の相違
我が邦の規定

男女の區別 男女を同一學級に編制すべきか、又は別別に編制すべきかに關しては、理論上並びに實際上種種の説がある。概していへば、イギリス・フランス・ドイツ諸國は分離を原則とし、北米合衆國ではこれに反して、高等教育に至るまで共學を實行してゐる。我が邦では、分離を本體とし、尋常第一・二學年にあつては共學を妨げないが、第三學年以上になつては、女兒の數が一學級を編制するに足る場合には、男

優劣の混合及び
分離

女を分離すべきことを規定してある。

優劣の區別 同一學年の兒童を二學級以上に編制するに方つては、通例、優劣を混合して學級を組織するけれども、又優劣によつて區別する方法もある。兒童の學力の差異が甚だしい場合には、これに隨つてその各に適切な教育を加へるのも一策であらう。更に精神薄弱者に對する特別の取扱に就ては後に述べる。

合同教授 學級を編制した以上は、各學級に於てそれぞれ適當に教育を加へるべきは勿論であるが、修身・體操・唱歌・裁縫・手工・實業等の諸教科目にあつては、數學級の全部又は一部の兒童を合同して教授することが出来る。但し、裁縫・手工・實業に就ては、同時に教授を施す兒童の數が七十人を超えてはならない規定である。

現時の實況 昭和三年度に於ける市町村立小學校數は二万五千四百八であつて、その學級數は二十万七千七百四であり、その就學兒童數

は九百六十万六千六百三十四である。これに據れば、一學校の平均學級數は七・九強となり、一學級の平均兒童數は四七・六強となる。更に最近數年間の情勢を見れば、學校數に於ても、又學級數・兒童數に於ても、いづれも急激な増加を示してゐる。然し一教員に對する兒童數は、昭和五年度に於ては四三・〇六であつて、數年前に比較して餘り増加はしてゐない。世界各國の教員一人に對する兒童數の最少は、スウェーデンの二五・七人、最多はルーマニヤの六三・二人であつて、イギリスは三四・九人、ロシアは三九・六人、ドイツは四三・九人、イタリヤは四六・四人である。これを以てすれば、我が邦は相當多くの平均數を有する部位に屬することが判る。

参照 小學校令施行規則第一章第三節各條。

第二節 教員の配置

學級數と教員數との割合

教員數 規定に隨へば、小學校では、各學級に本科正教員一人を置かなければならないし、高等小學校に於ては、その學級數に等しい員數の本科正教員を置く外、教科目教授時數・兒童數等に應じ、必要な員數の本科正教員又は専科正教員を置かなければならない。若し正教員が得難いとか、或は財政が許さないとか、特殊の事情のある場合には、尋常小學校では二學級毎に本科正教員一人及び准教員一人、又は三學級毎に本科正教員二人を置くことが出来る。更に經濟上の事由によつて、二部教授の編制を取つた場合には、前部後部の二學級に對して、正教員一人を置くのを常例とする。蓋し准教員は、必ず正教員の指揮の下に學級教授を補助する者であつて、學級擔任者として立つべき者ではないからである。

學校長も亦、前記教員數中の一であつて、當然一學級を擔任すべき者である。けれども、學校長は、全校の教員を指揮し、その統一を圖り、内

學校長と學級擔任

外の校務を處理すべき任務を有つてゐるから、學級數の増すに随つては、その事務は益繁劇を加へ、擔任學級の教育に専らなることが出來ない。それ故に、六學級以上の學校では、學校長擔任の學級教授を補助させる爲、正教員又は准教員一人を増すことが出来る。又尋常小學校でも、前記の定數以外適宜に専科正教員を置くことが出来る。

教員の擔任法の種別

學級擔任法と教科目擔任法

兩擔任法の得失

教員の擔任法 教員の擔任を定めるのに、二種の方法がある。一は學級擔任法で、他は教科目擔任法である。學級擔任法とは、一人の教員がその學級の全教科を擔任するもので、教科目擔任法とは、數學級に對して一教科目又は二三の彙類教科目を擔任するものである。兩法何れも得失がある。即ち、前者は、訓練上の利益が多く、且各教科目の聯絡を圖るに便利であるけれども、比較的不得意な教科目の教授にも當らなければならぬのが缺點であり、後者は、教員各自がその得意の教科目を受持つのであるから、各科目教授の効果を大にし、又當該教科

學級擔任法の種別

持上り法と固定法

兩法の長短

最も法有效な

自學と擔任法

目各學年間の聯絡にも便利であるけれども、各教科目相互の統合を缺き、且訓練上の缺陷を來す虞がある。

次に、學級擔任法にも、持上り法即ち或學級を擔任して年と共に持上る法と、固定法即ち毎年同一學年の學級受持を反復する法とがある。この兩法にも亦各長短がある。持上り法は、教授上訓練上共に便益が多いけれども、感化が餘りに單方に傾く嫌があり、固定法は、教師が該學年の教授訓練に精通するけれども、他の學年との聯絡を缺き、又固定反復の結果、往往仕事に對する生氣を減殺する虞がある。

上述の得失利害に鑑みて、小學校では、持上り法による學級擔任法を以て本體とし、なるべく多く教科目擔任法を加味することが最も優つてゐる。殊に若干の特別教室をも備へ、計畫・實驗・實習に基く自學を勵行する場合には、教師の教授力・指導力を集中する關係上、一層教科目擔任法を重んずる必要がある。總て、教科目の擔任を定めるのに

彙類擔任法の注

學級の分離合同
と擔任の關係

は、教員の長所得意の方面によるべきは勿論であり、彙類擔任の場合には、文科的・理科的・技能的の三方面に別けるのが、大體に於て妥當である。又男女によつて、或は優劣によつて學級を區別した場合に於ても、それぞれに適當な教員の配置方を圖るべきである。

参照 前節と同じである。

第五章 小學校の設備

第一節 設備及び取締

設備に關する二
個の極端意見

設備の要義 公共教育の場所たる小學校は、適當の設備を要する。小學校の設備に就ては、從來相反する極端の意見があつた。一は、設備を以て教育の能事とし、それを重んずる餘り、往往裝飾の弊に陥るものであり、他は、教育の要は人に存するとして、甚だしく設備を輕視し、こ

質實と利用

れが爲に不適切・不徹底の教育に流れるものである。二者何れも誤である。小學校に於ては、教育上必要な設備は必ず施すべきであつて、決してこれを等閑に附してはならない。然し、その設備は飽くまでも實用的であるべく、斷じて虚飾に流れてはならない。大正十一年十二月、文部省が訓令を發して、小學校の設備は質實と利用とを旨とすべきことを示したのも、これが爲である。

設備準則 法文の示す所に違ふと、〔一〕小學校は、校地・校舍・校具・體操場を備へるべきであり、そして、それ等は學校の規模と地方資力の程度とに適應させる必要がある。〔二〕校地は、道德上並びに衛生上に害がなく、且兒童の通學に便利な場所を選ばなければならない。〔三〕校舍は、教授・管理上並びに衛生上適當であつて、質朴堅牢でなければならぬ。〔四〕土地の情況によつては、教員住宅をも附設すべきである。

設備の取締 小學校は、その教育に支障なく、又小學校の目的に背反

せず、且その設備を毀損する虞のない限りは、これを一般公衆の會合等、特別の使用に充てることは、許されてゐる。

参照 小學校令第四章各條。小學校令施行規則第二章各條。

第二節 校地

位置 小學校は市町村教化の源泉である。その位置は、教育上の要件に隨つて、最も公平に且慎重に、これを選定しなければならぬ。新開の市街地などでは、先づ學校と役場との所在地位を豫め設定して、然る後その周圍に街區を經營した所も歐米にはあり、ドイツのマンハイム市の如きはその一例である。然らば、教育上の要件はどうかといふと、それは次に述べるが如く、道德上、教授上、衛生上、通學上の諸方面に亘らなければならぬ。

* Mannheim.

位置選定上の要件

一、道德上の要件 卑猥、賤劣等兒童に惡感化を及ぼす虞ある場所は、必ずこ

德性涵養上の影響

れを避け、教化上に由緒があるとか、歴史上の遺蹟を有つとか、德性涵養の上に好影響を與へるやうな土地を選ぶがよい。

二、教授上の要件 閑靜で教授に便利な場所たることを要する。工場、停車場、

雜鬧喧噪の避忌

雜鬧の街區附近等、喧噪で兒童の注意を亂すやうな場所は宜しくない。

三、衛生上の要件 高燥な土地で風致に富み、空氣の流通、日光、排水等の佳良

飲料水と土質

な所たるべく、特に用水即ち飲料水及び雜用水の質と量とに就ては、最も

細心の注意を要する。

通學の最遠距離

四、通學上の要件 大體、中央部に位して全體の兒童の通學に最も便利な位置でなければならぬ。通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては約三十分、高等小學校に於ては約四十分の道程たるべきである。

校地の面積及び設備の要項

面積及び設備 校地の面積は、將來の擴張を豫料して定めるべきである。人口の増加及び文化の進歩に伴つて、生徒數は必ず殖える譯であるから、その學校膨脹の程度を豫想して、計畫を立てる必要がある。地積は兒童一人當平均二坪を標準とする。そして、南面は出来るだけ

地積の平均標準

廣濶にし、西北の両面には濶葉常緑樹を植ゑて、西北の強風を防ぎ、又適當な地點にそれぞれ落葉樹を植ゑて、夏季の日除とするがよい。

第三節 校舎

校舎の位置方向の要項

位置方向 校舎は學校兒童の家である。その位置は、校地の西北隅に定め、東南部は運動場として、兒童に日當りのよい場所で十分に運動させることが必要である。校舎の方向は、光線の關係上なるべく南向又は東南向たらせ、地形によつては西南向にしても妨げないが、その他の方向は宜しくない。

校舎の形状及び構造の要項

形状構造 校舎の形状には、一字形・二字形・三字形・工字形・凸字形等色々あるが、校地の形状によつて決定すべきである。二棟以上を並立させる場合には、相互の間に、少なくともその建物の高さだけの距離を置いて、光線の射入を十分にすべきであり、校舎の構造は、和洋折衷風

校舎に於ける各部分の必要程度

の平家建が最もよい。都會地に於ては、二階建・三階建も已むを得ないが、かかる場合には特に、建築の堅牢と昇降口を十分に設けることに甚大の注意を要する。

校舎の部分 言ふまでもなく、最も重要なのは教室である。教室を別けて普通教室・特別教室とする。これに次ぐものは、屋内運動場・職員室・器械標本室・圖書室である。その他應接室・宿直室・小使室・昇降口・携帶品置場・便所・物置等も必要である。尙講堂を設け、又教員住宅を附設するのは、望ましいことである。

御影・勅語・膳本・奉安所 御影・勅語・膳本を奉安する爲に、特別の設備をすることは、最も望ましい所であるけれども、多くの學校には望み難いから、講堂若は職員室の一部に高く位置を取り、尊嚴に奉置するのが通例である。

以下校舎の主な部分に就て更に説述を加へよう。

牀窓天井の高さ
面積の標準

教室の廣さ及び
その他の要件

牀窓及び天井 教室職員室・標本室・圖書室等、校舍内の主な室は、通風・採光を十分ならせる爲、牀窓及び天井の高さを適度にしなければならぬ。今その標準たるべき事項を示すと、^{〔一〕}地盤から牀までは、二尺以上あるやうにし、牀下の四方には風抜を設ける。^{〔二〕}牀から窓の下縁までは、凡そ二尺五寸の腰板とする。^{〔三〕}窓は引戸と欄間とに分け、引戸の高さは約四尺とし、欄間は約一尺五寸、廻轉構造として通風に便利にする。^{〔四〕}欄間の上部には約一尺の壁面を設ける。かうして牀から天井までの高さが九尺以上あるやうにし、そして、採光窓の總面積は牀面積の六分の一以上とし、又天井には風抜を造るべきである。

普通教室 普通教室の面積は、一坪四人詰の割合より下らないことを標準とし、學習室としての設備をするのに不便の無いやうにすべきである。光線は必ず左方から採るやうにし、然も直接光線は眼を害する虞があるから、窓掛でそれを防いで、彌散光線で照させるやうに

特別教室の必要

* Platoon Plan.

プラトウンの
とは半集團
の義である

講堂及び屋内
運動場設備上の
要件

する。窓掛及び壁の色は、灰色・淡綠色又は淡黄色がよい。出入口は必ず二個以上を設け、又煖室の設備を必要とする。

特別教室 特別教室として必要なものは、唱歌室・裁縫室・家事室・作法室・手工室・理科室・圖書室であるが、出来れば郷土室・映寫室等も大切である。これ等の教室は普通教室とは異なり、各特別な任務を有つものであるから、その構造・設備には十分の研究が要る。

プラトウン案 教室を経済的に使用するのには、學校經營上の重要なことである。この見地からして、教室を普通教室と特別教室とに別け、總ての學級を二大集團に別けて、絶えず兩方に配當することに由つて、教室の使用を最高度にまで持來たすのがプラトウン案である。その儘採用は出来ないが、教室の節約利用上には頗る參考の價値がある。

講堂及び屋内運動場講堂は、諸儀式・訓話・合同教授・諸會合等、多數兒童

を集めるのに必要な設備である。そして多數集合の爲には、なるべくこれを階下に設け、且他室の設備に比して幾分その趣を異にするがよい。屋内運動場は、なるべくその面積を廣くし、且最も質朴堅牢であることを要する。講堂を設けることが出来ない學校では、屋内運動場を講堂に兼用すべきである。

その他の諸室 職員室は、玄關に近く校舎の中央部に設けるのがよく、應接室、小使室、圖書室、器械標本室は、職員室に近いのがよい。圖書室、器械標本室を特設することの出来ない學校では、職員室を廣くして、その四壁に圖書、器械、標本等を置くと便利である。

便所便所は、校舎からも井戸からも、必ず四間以上離してこれを設けるべきである。そしてその周圍には、潤葉常綠樹を植ゑて防臭し、汚穢壺、尿溝、注尿壁等は、石・セメントの類で造り、天井には臭氣抜を設け、男兒小便所は一人分毎に必ず仕切を拵へるべきである。そして、その

便所の位置數及び構造

數は、男兒百人につき、大便所二個以上、小便所四個以上、女兒百人につき五個以上の割合にすべきである。

第四節 屋外運動場

屋外運動場の價値及び設備 屋外運動場は、兒童の體育上、訓練上極めて重要な關係を有つた一大教室であるから、これが設備には十分の力を加へなければならぬ。その要項を次に擧げる。

屋外運動場設備上の要項

- 一、成るべく廣濶な地積を充て、兒童一人宛の面積、尋常小學校では一坪以上、高等小學校では一坪半以上たるべきである。
- 二、泥濘を防ぎ、塵埃を少なくする爲に、小砂利を敷くがよい。
- 三、適當な勾配を保たせて排水を便利にし、雨後でも直ぐ使用の出来るやうにする。
- 四、適宜の地點に樹木を植ゑて、防風、日除の便に供する。
- 五、體操、遊戯、競技の機械器具をも備へて、運動用に供する。

第五節 校具

校具の種類 一家には家具が必要である如く、校舎には校具が必要である。校具を分けて教室用具、教授用具、雑用器具の三種とする。

教室用具 教室用具として缺くべからざるものは、児童用机、腰掛、黑板及び附属品、教卓、教壇である。その他成績品貼板、掛圖掛、學級用戸棚、辨當棚、掃除用具等をも備へるべく、何れも堅牢で便利なものを選ぶがよい。

一、児童用机腰掛 普通教室に於ける児童用机腰掛は、教授上、管理上及び衛生上に至大の關係を有つものであるから、十分に注意して作製する必要がある。大正十年八月新たに定められた標準によれば、次の如くである。

机腰掛の寸法

机腰掛寸法の標準

腰掛

一、座面の高さ 下腿の長さから五分減じたもの。

二、座面の左右徑 二人掛は二尺六寸乃至二尺九寸五分、一人掛は一尺四寸五分。

三、座面の前後徑 上腿の長さ。

机

一、机面の高さ 腰掛に正座して前臂を直角に曲げた肘の下面から、腰掛の座面に至る距離に、七分乃至一寸三分を加へたものと、腰掛の座面の高さを合せたもの。

二、机面の左右徑 二人用は三尺四寸五分乃至三尺九寸五分、一人用は一尺九寸五分。

三、机面の前後徑 一尺二寸以上。

机腰掛の構造

机腰掛の構造に至つては、實に千種萬態であつて、ドイツでは二百種以上の様式があり、我が邦で考案されたものだけでも四五十種には下るまい。けれども、要する所、その構造がなるべく簡單で、堅牢で、然

も便利なものでなければならぬ。精巧なものは、便利ではあるが、多くは破損し易くして、永久の使用に堪へ難い。これが學習上衛生上經濟上等各種の方面から考慮した條件を挙げると、次の如くである。

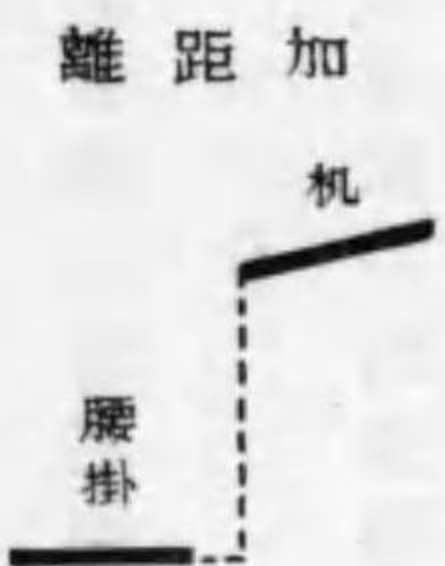
イ、机腰掛は在學兒童身體の發達を顧慮し、尋常小學校にあつては、少なくとも六種、高等小學校にあつては、少なくとも八種の大きさを異にしたものを作製して置くがよい。

ロ、机面は成るべく廣く、且なるべく刻みを少なくするがよい。

ハ、机内の長さ、幅、深さは、携帶品から打算して、その整理に便利にするがよい。

ニ、腰掛の下部に目ザラ棚を設けて、携帶品の一部が置けるやうにするがよい。

離尺の種類



ホ、腰掛は、一定の限度に於て自由に移動し、課業の種類によつて適當な離尺を保つことが出来るやうにするがよい。離尺の種類は前圖の如くである。ヘ、二人用よりは、一人用の方がよいけれども、費用の都合によつては、二人用とするもよい。

ト、課業の種類と離尺との關係は次篇で述べる。

二、黑板 黑板には、大黑板・小黑板・グラフ黑板・五線黑板等があり、又廻轉板を使用するのもある。用材は何れも檜・朴の類がよく、その塗色は黒又は濃綠色がよい。作り方に關しては、^{〔一〕}最も完全なのは、本式の漆塗艶消法、即ち、木地に布貼を施し、黒漆を塗り、これを研いて艶消としたものである。^{〔二〕}安價で最も廣く行はれるのは、五倍子の煮汁に綠礬を混じた溶液を塗つた後、生澁をかけたものである。^{〔三〕}近年新案の黑板塗料の發賣されてゐるものも亦少なくない。

三、教卓 教卓は、その大きさが餘り大きくなく、その高さも餘り高くない。

黑板の種類

黑板の作り方

教卓の大小構造

いのがよい。高大に失すると、黒板面の書寫物を兒童の眼から遮る虞がある。その構造は、上部に抽出があつて、下部に棚を設けてあるのがよい。そして、特に多數の實物・標本・模型等直觀方便物を觀察させる場合に、教卓机面の廣いことが必要であるから、更に机面に廣い板を完全に装置し得るやうに構造するのが便利である。

四、その他の諸器具 前掲以外、諸多の器具も、それぞれに便利なものを工夫して使用すべきである。

教授用具 教授用具として不要なものを設備するのは、寧ろ戒しむべきであるが、教授上必要なものに至つては、必ず設備しなければならぬ。教授用具の中、教師の工夫考案によつて作製し得るものは、手製すべきであり、又努力配意によつて集め得るものは、集めるがよい。教授用具を分けると、〔一〕圖書類、〔二〕器械器具類、〔三〕標本模型類、〔四〕圖表類となるが、孰れも學校の事情に應じて設備することが肝要である。

教授用具設備上の注意

教授用具の種類

教授用具整理保存上の注意

又教授用具は、特に適切な整頓法を取つて使用上の便利に供し、且保存上に注意を加へるべきであつて、その爲には適當な戸棚が必要である。又整理の方法は概して言へば、先づ物があつて然る後方法がこれに随ふべきであるが、然し掛圖類などは、却つて豫め整理の方法を講じて置いて、その方法に適合したものを作製し、或は購入し、それに随つて整理して行く方が便利なものもある。例へば、豫め紙の大きさとこれが整頓の枠とを定めて置いて、然る後その紙に繪畫・圖表等を描き、一様の表装を加へて漸次整頓する等である。

雑用器具 雑用器具とは、前記教室用具・教授用具を除き、學校生活に必要な一切の諸器具を含む。その主なものとしては、門札・國旗・諸儀式用具・時計・鐘・提灯・宿直用具・消防用具・日課表・教師用机及び腰掛・煖室具・救急用具・小使室諸道具等である。總じて備品・消耗品とも、その節約利用には十分の注意を拂ひ、又それを購入するにも、數校聯合して共同

購入の方法を採る等、務めて冗費を省くことが必要である。

第六節 學校園及び農業實習地

學校園及び農業實習地の價值

その價值と經營法 學校園は、生きた教材を供給し、十分な視察・實驗をさせる場所としては勿論、兒童をして、常に自然に親しみ、草花を愛し、勤勞を好む氣風と習慣とを養ふ機會を茲に見出させる上にも、甚だ重要なものである。更に農業科を置く小學校では、これが實習地は、その實地指導機關として必須のものであり、耕作・生産・利用・販賣等農業經營の才幹の養成の上に、又一般に農業生活の趣味向上に、缺くべからざるものである。故に外國には法令を以て、これに關する事項を規定してある所もあるが、我が邦では、まだこれに就ての特別の規定はない。然し到る所、學校園及び農業實習地の教育的價值を認め、その適當な設備に力を用ひてゐるのは、誠に喜ばしいことである。但し動

經營上の注意

もすると、一種の裝飾用となり、教師の玩弄物となり易い弊が無いでもないから、これは注意すべきである。その實施に當つて顧慮すべき點を挙げると、次の如くである。

- 一、用地を求めるに當つて、村立の小學校で廣い校地を有する所では、さして困難を感じないが、都市の學校で校地の狭く限られた所では、空地の利用に工夫を凝らして經營しなければならぬ。
- 二、學校園實習地に栽培・飼育する動植物は、一般に土地の情況に適應したものを選ぶべきであるが、他面、試驗的に研究調査して、地方指導の中心となるものもあつてよい。
- 三、普通、用地は花園・蔬菜園・果樹園・樹林園・教材園・水田等に種類別に區劃するけれども、樹木等は校地全般に散在的に植付けて、實用と鑑賞とを兼ねさせる場合もある。
- 四、動物飼育園では、鶏・兎・蜜蜂・食用蛙・小鳥・鯉・金魚等兒童の手によつて飼ひ得るものを選ぶがよい。

五、教員中に専任擔當者を定めて經營に當らせ、教授細目、學校園及び農園曆の立案、修正によつて、教材の育成、手入、兒童の指導、教授への利用、校内の裝飾、收穫物の試食、分配、販賣等、一切責任を以て事務を處理させるがよい。

六、學校園の手入、整理は學級に分擔させ、農業實習地は兒童一人又は數人の分團に、場所を定めて經營させるがよい。休業中の手入、飼育には豫め分擔を定め、順次交代して手落の無いやうに行はせるがよい。

第六章 就學

第一節 就學義務

義務教育 義務教育とは、國家が自存發達の必要上、國民をして、その兒童に國家の要求する程度の教育を強制的に受けさせることをいふ。元來、義務教育に關しては、反對の意見も絶無ではない。即ち、兒童の教育は全く父兄の自由に一任すべきであつて、國家がこれに干渉す

義務教育に關する異説

義務教育制は世界の大勢である

べきでないといふ説もある。けれども、方今世界の文明國は、大抵義務教育の制度を採用してゐるのであつて、まだ採用してゐない邦は甚だ少なく、それも亦將に採用しようとする傾向である。我が邦では、明治五年學制頒布以來既にこの方針を採り、同二十三年からは、教育の義務を以て、納稅、兵役の義務と共に國民必守の義務と確定し、かくて現今の制度となつたのである。

義務教育年限 義務教育を受ける年限を義務教育年限といふ。我が邦では、現在にあつては六個年制を採用してゐる。然し、近くこれを八個年に延長せんとするの議がある。外國の事例を挙げると、ドイツは八個年制で、その上、滿十八歳までの補習教育をも義務とし、イギリスも同様である。その他オースタリ、スウイスは八個年、フランス、ポランド、スウェーデン、ノルウェー等は七個年、北米合衆國は州によつて多少違ふが、七個年乃至九個年である。

各國に於ける義務教育年限

各國に於ける學齡の相違

我が邦の學齡

學齡兒童

就學の始期

就學の終期

學齡兒童保護者の權利

學齡兒童 義務教育が、兒童の何歳から始めて何歳に終らすべきかは、理論のみでそれを決定することが困難である。各國多くは經驗と慣習との結果、滿六歳を以て學齡の始期と定めてゐるけれども、英國の如きは滿五歳からである。我が邦に於ては、滿六歳に達した翌日から滿十四歳に至る八個年を以て學齡とし、學齡期間にある兒童を學齡兒童といひ、この期間に於て六個年の義務教育を完了すべきこととしてある。そして、兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了した時を以て就學の終期とする。

學齡兒童保護者 學齡兒童に對して親權を行ふ者を學齡兒童保護者といふ。親權とは、兒童と同居して監護教育をする權利であつて、父又は母がこれに當り、父母の無い時は、後見人がこれに當るのである。

學齡兒童保護者の義務

市町村立以外の學校に入學させる場合

學齡兒童を就學させることは、學齡兒童保護者の義務である。又義務教育を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は、その雇傭によつて兒童の就學を妨げることが出来ない。

入學させる學校 學齡兒童保護者は、市町村長の指定に従ひ兒童を市町村立小學校に入學させるべきである。但し、市町村長に届け出て他の市町村立尋常小學校に入學させ、又は官立府縣立學校で尋常小學校の教科を修めさせ、若は高等學校、中學校の豫科に入學させることが出来るし、又認可を受けて、私立小學校若は家庭で教育することも出来る。そして後の場合にあつては市町村長は、その兒童の教育を監督し、不適當と認められた時には、その認可を取消すことが出来るのである。

就學の獎勵

就學の獎勵と猶豫免除 國家は、一面に於て就學義務の強制をなすと共に、別に學齡兒童就學獎勵規程を設け、就學困難な兒童の爲に、國

就學猶豫の場合

庫から毎年道府縣に補助金を交付し、道府縣は更に相當の支出金を加へてこれを市町村に配分し、教科用書、學用品、被服、食料等の給與その他適當の方法によつて、就學を容易ならせようと努めてゐる。

然し學齡兒が病弱又は發育不完全の爲、或はその保護者が貧窮の爲、就學させるべき時期に於て就學させることの出来ない時には、市町村長は、その就學を一個年以内に於て猶豫することが出来る。この場合に於ては、直にこれを府縣知事に報告しなければならぬ。

就學免除の場合

又學齡兒童が、瘋癲、白痴、或は不具、廢疾の爲、就學することが出来ないと認められた時、若は保護者が貧窮で到底就學させることが出来ないと認められた時は、市町村長は府縣知事の許可を受けて、學齡兒童保護者の義務を免除することが出来る。その他、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた區域内の學齡兒童保護者は、その義務を免除されたものとなる。

現在に於けるその實數及び割合

現時の實況 全國道府縣に於ける昭和六年度の人口は、六千七百八十三万七千五百七十七人であつて、これに對して學齡兒童の數は、一千二百八万二千二百五十三人である。即ち全人口の一割七分強が學齡兒童なのである。この割合は、朝鮮、臺灣等に於ても略同様であらうと推定される。この學齡兒童の中、尋常小學校の教科を修める者は、實に九百六万五千二十三人であつて、學齡兒童の七割五分強を占めてゐる。その就學の歩合は九九・五四%で、然も年年向上の傾向を示してゐる。殘餘の中、二割四分六厘弱の者は、既に尋常小學校の教科を卒へた者、及び未だ就學の始期に達しない者であつて、その他は前述の理由によつて、就學義務を猶豫された者三万一千五百十八人と、免除された者一万六千六百三十四人とである。

参照 小學校令第五章各條。小學校令施行規則第三章第八十四條から第八十八條までの各條。

就學義務執行に
關する事務

義務教育普及の爲には、就學義務の執行に關する事務は極めて必要な事柄である。これに關係する者は、市町村長、市町村立尋常小學校長、府縣知事、學齡兒童保護者であるが、何れも眞摯にこの事務を行はなければならぬのである。

一、市町村長の事務

イ、市町村長は、毎年十二月末日までに、翌年四月に入學させるべき學齡兒童を、又秋季入學を行ふ學校にあつては、六月末日までに、九月に入學させるべき學齡兒童を調査して、學齡簿を編製し、若し異動ある時は、直ちに加除訂正すること。

ロ、學齡簿に登録した兒童の中に、死亡した者、市町村外に轉住した者、居所が一個年以上分明でない者がある時は、遲滯なくこれを抹消し、市町村外に轉住した者に就ては、市町村長はこれを抹消すると同時に、學齡簿

學齡簿の編製

の謄本を兒童の轉住地の市町村長に送付すべきこと。

ハ、學齡簿の謄本の送付を受けた市町村長は、送付した市町村長に對し、遲滯なく、學齡簿に記入の手續を完了した旨又は兒童の來住せざる旨を通知すること。

ニ、入學期日及び入學させる學校を定め、これを保護者に通告すること。

ホ、入學させるべき兒童名、入學期日を關係學校長に通告すること。

ヘ、家庭その他私立の小學校に於て義務教育を受ける者がある時は、それを監督すること。

ト、不就學者缺席者がある時は、その保護者に對して督促を加へること。若し二回以上督促を加へても應じない時は、これを府縣知事に報告すること。

二、市町村立尋常小學校長の事

イ、學年の始に於て、入學した兒童の學籍簿を編製し、且入學の兒童に異動が生じた時は、遲滯なくこれを加除訂正すること。

ロ、在學兒童の出席簿を作つて、その出席缺席を明かにすること。

學籍簿の編製

出席簿の調製

- ハ、入學期日後一週間以内に入學しない児童がある時は、これを關係市町村長に報告すること。
 - ニ、在學児童が、正當の理由なくして缺席一週間に及んだ時は、直接に保護者に對して督促を加へ、尙引續き一週間以上出席しない時は、これを關係市町村長に報告すること。
 - ホ、毎學年末に於て、卒業児童の氏名を關係市町村長に報告すること。
 - ヘ、他の區域から入學した児童が、卒業した時又は退學廢學した時は、これを關係市町村長に報告すること。
- 三、府縣知事の事務
- イ、府縣知事は、市町村長から不就學、缺席の報告を受けた時は、關係児童の保護者に對して就學又は出席の督促を加へること。
- 四、學齡兒童保護者の事務
- イ、學齡兒童保護者は、市町村長の指定に隨つて、當然兒童を入學させなければならぬこと。但し、二校以上ある場合には、その一校を選定して市町村長に申立てることが出来る。

- ロ、他の市町村立小學校又は官立府縣立の學校に入學させる時は、その學校の管理者又は學校長の承認書を添付して、關係市町村長に届け出るべきこと。
 - ハ、家庭又は他の私立小學校に於て義務教育を受けさせようとする時は、市町村長の認可を受くべきこと。
 - ニ、就學不能の事由ある時は、義務の猶豫又は免除を市町村長に申立つべきこと。但し貧困に因る場合の外は、醫師の證明書を添へるべきこと。
- 参照 小學校令施行規則第三章第八十條から第八十三條までの各條。
同第八十九條から第九十六條までの各條。

第七章 小學校の職員

第一節 種類及び資格

種類 小學校の職員を大別して、校長・教員及び代用教員とする。

訓導

准訓導

一、校長 校長は、本科正教員から兼務すべきものであつて、全般の校務を處理し、職員を統督し、兒童教育の全責任を負ふべきものである。

二、教員 教員には、本科正教員、専科正教員、准教員の三種がある。本科正教員の中には、小學校本科正教員と尋常小學校本科正教員とがある。前者は尋常高等兩小學校を通じて全教科を教授し得る者をいひ、後者は尋常小學校のみの全教科を教授し得る者をいふ。次に専科正教員とは、修身・國語・算術・國史・地理・理科以外の教科目で、文部大臣の定める一科目又は數科目を限つて教授し得る者をいふ。以上を職務上からは、これを訓導と稱するのである。又准教員にも小學校准教員と尋常小學校准教員とがある。その教授し得る範圍は、それぞれ本科正教員の場合と同様であつて、何れも正教員を補助する者である。職務上からは、これを准訓導と稱するのである。

三、代用教員 代用教員とは、資格を有しない者を准教員に代用する

現在の教員數とその内譯

小學校教員免許狀

ものをいふ。准教員の缺乏と經濟上の事情とによつて、これを置くのである。

教員の數 小學校教員の數は昭和三年度に於て、本科正教員十八万一千五百一人、この他二人は外國人、専科正教員一万三千二百七十九人、准教員一万二千七百九十三人、代用教員二万一千六百十三人であつて、總計二十二万九千八百八十八人を算する。この中、尋常小學校教員十八万八千三百十二人、高等小學校教員四万八百七十六人であり、又師範學校附屬小學校に従事する者千四百十一人、市町村立小學校に従事する者二十二万六千八百七十六人、私立小學校に従事する者九百一人である。

資格 小學校の教員となるには、小學校教員免許狀が必要である。その免許狀は、左の一に該當する者に對し、府縣知事が授けるものである。全國を通じて有効である。

免許状を受け得る資格

- イ、師範學校若は文部大臣の指定した學校を卒業した者。
- ロ、小學校教員の檢定に合格した者。

檢定の機關

檢定檢定を行ふ機關としては、各府縣に小學校教員檢定委員會がある。會長常任委員、臨時委員を以て組織し、會長は學務部長たる書記官を以てこれに充て、常任委員及び臨時委員は、府縣知事がこれを命ずる。又檢定には無試験檢定と試験檢定とがある。前者は、小學校令施行規則第一百七條に該當する者に對して、無試験によつてこれを檢定するのであり、後者は、それぞれ規定に隨つて、試験の上これを檢定るのであつて、共に出願者の學力、性行及び身體に就て、これを行ふのである。

檢定の種別

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者、及び教員免許狀褫奪の處分を受けて、三個年を経過しない者は、教員の檢定を受けることが出来ない。又教員免許狀を有する者でも、禁錮以上の刑に處せられた

時或は破産の宣告を受けた時は、その免許狀は效力を失ふのである。

参照

小學校令第六章第三十九條から第四十三條までの各條。小學校令施行規則第四章第一節各條。

第二節 任用及び待遇

任用の手續

任用市立小學校長及び教員の任用は、市長又は市町村學校組合管理者の申請によつて府縣知事これを行ひ、町村立小學校長及び教員の任用は、府縣知事がこれを行ふ。孰れも任官の手續を経て任命されるものである。

小學校教員と官吏待遇

待遇小學校長及び正教員は、國家の官吏として待遇される。小學校教員は、その俸給が地方自治團體の支給を受け、且特定の服務規律がある點からいへば、官吏でないやうに見える。けれども、小學校の教育は明かに國家の事務であつて、その教員は任官の手續を経て任命さ

判任待遇
奏任待遇

れるものであるから、これを官吏と認めるのが正當である。然し純然たる官吏でなく、待遇官吏であつて、一般には判任文官として待遇されるのである。尙小學校長の中には、特別の規定によつて、奏任文官と同一の待遇を受けるものもある。

参照 小學校令第六章第四十條から第四十三條までの各條。

第三節 服務及び職務

服務 小學校教員の服務に關し、小學校令施行規則に規定した條文に、

學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

とある。蓋し、校長及び教員は、學校教育の首腦者で、實に重大な責任を負ふものだからである。尙校長、教員の服務に關し、同規則には左の如

小學校教員服務
規律

く定めてある。

- 一、市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 二、學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス
- 三、學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 四、學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

學校長の職務
正教員の職務
准教員の職務

職務 學校長は、一校統理の任に當るものであり、正教員は校長の指揮を受けて兒童の教育を擔任し、且學級に關する事務を掌る外、分掌を命ぜられた學校事務を司つて、校務の進捗を圖るべきであり、准教

代用教員の職務

員は、正教員の職務を助け、代用教員も亦これに準ずべきものである。尙校長・教員の事務の細項に至つては、更に第四篇第三章に於てこれを詳説する。

参照 小學校令施行規則第五章第二節各條。

第四節 俸給・諸給與及び恩給

小學校教員の本俸

その増給

俸給市町村立小學校教員の俸給は、月俸で支給される。その等級・金額は、左表に準據して府縣知事がこれを定め、そして市町村がそれを支辨するのである。但し、一級俸を受け特に功勞ある者には、本科正教員にあつては二百十五圓まで、専科正教員にあつては百四十五圓まで、漸次増給することが出来る。又教員の俸給は、その意に反してこれを減ずることを得ない。但し、當分の内、等級相當の額を減じてこれを支給することが出来る。

月俸の標準

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
本科正教員	一六五 ^円	一四五 ^円	一三五 ^円	一二五 ^円	一一五 ^円	一〇五 ^円	九五 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円
専科正教員	一一五 ^円	一〇五 ^円	九五 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円			
准教員	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円	三〇 ^円							

今全國を通じての實際の月俸平均額を挙げると、昭和六年度の情況は次表の如くである。

尋常小學校ノ教授ニ従事スル者				高等小學校ノ教授ニ従事スル者			
本科正教員	専科正教員	准教員	代用教員	本科正教員	専科正教員	准教員	代用教員
男六八・五〇	五二・三三	三九・〇二	三八・七二	七〇・八九	五四・三六	四一・七九	四二・二九
女四八・七七	四二・四七	三四・八六	二五・八五	五三・七四	四四・三七	四〇・一七	三八・一九
平均六二・四七	四七・六五	四四・九六	三七・四九	三二・〇五	六九・七二	五〇・一三	四一・六七

加俸國家は、教員優遇の趣意に基き、本俸の外尙國費を以て加俸を支給する。これが爲に市町村立小學校教育費國庫補助法並びに市町

市町村立小學校
教員加俸資金

村立小學校教員加俸令を發布し、國庫より配賦する金額を以て、道府縣に市町村立小學校教員加俸資金を設置させ、道府縣も亦同額の金額をこれに支出する。該資金は、昭和五年度にあつては、合計七百五十萬九千三百十七圓に上り、その中二百萬圓は、この年度の豫算により、國庫から支出された額である。加俸はこれを年功加俸・特別加俸の二つに別ける。

一、年功加俸　これは、小學校教員で五年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤續し、地方長官に於て成績佳良と認められた者に、左の如く支給されるものである。

年功加俸の規定

- イ、本科正教員には、年額二十四圓乃至六十圓。
- ロ、専科正教員及び准教員には、年額十二圓乃至二十四圓。
- ハ、年功加俸を受けた後、勤續五年を加へる毎に、本科正教員にあつては、年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員にあつては、年額十二圓乃至

十八圓を加給する。

二、特別加俸　これは、尋常小學校教員で左記の者に、年功加俸の外尙支給されるものである。

特別加俸の規定

- イ、單級學校に勤務する本科正教員には、年額六十圓以下。
- ロ、多級學校の一學年より四學年、五學年又は六學年に至る児童を以て、編制した學級を擔任する本科正教員には、年額四十八圓以下。
- ハ、僻陬地の學校に勤務する本科正教員には、年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には、年額十八圓以下。
- ニ、同一府縣内で僻陬地の市町村立小學校に五年以上勤續する者には、前三項による特別加俸の外、本科正教員にあつては、年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員にあつては、年額十八圓以下を加給する。

諸給與　教員は左の諸給與を受ける。

- イ、一週三十二時以上の教授を擔當する者には、別に手當を給する。
- ロ、宿直者には、賄料を給する。

諸給與の規定

- ハ、職務の爲に傷痕を受けたり疾病に罹つたりした者には、療治料を給する。
- ニ、特に勤勞ある者には、慰勞金を給する。
- ホ、土地の情況によつては、住宅料を給する。
- ヘ、公務を以て旅行する時は、旅費を給する。その額は、正教員にあつては判任文官の例に準じ、准教員にあつては、地方の情況を量つてこれを定める。

恩給 小學校教員・幼稚園職員等は、教育職員として、特定の服務規律の下に、一意専心職務に従事する者であるから、左記の種別に隨ひ、恩給法の定める所によつて、恩給を受ける権利を有する。

普通恩給の規定

一、普通恩給 在職十七年以上で退職した時は、普通恩給を給される。普通恩給は年金であつて、その年額は、在職年十七年以上十八年未満に對し、退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額とし、十七年以上一年を増す毎に、その一年に對し、退職前の俸給年額の百五十分の二に相當する金額を加へた金額である。

増加恩給の規定

二、増加恩給 公務の爲傷痕を受け、又は疾病に罹り、不具廢疾となり、失格原因が無くして退職した時には、普通恩給の上に尙増加恩給を給される。増加恩給も年金であつて、その年額は、二百四十圓以上、退職當時の階等、傷痕の原因、不具廢疾の性質によつて異なる。

一時恩給の規定

三、一時恩給 在職三年以上十七年未満で退職した者には、一時恩給を給される。一時恩給は一時金であつて、その額は、退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じた金額である。

扶助料の規定

四、扶助料 在職中に死亡し、その死亡を退職と看做せば普通恩給を給さるべき場合、或は普通恩給を給されてゐる者が死亡した場合に、その遺族は扶助料を給される。扶助料は年金であつて、その年額は、普通公務による傷痕、疾病の爲死亡したのであれば、普通恩給年額の十分の八に相當する金額であり、その他の場合であれば、普通恩給年額の十分の五に相當する金額である。

一時扶助料の規定

五、一時扶助料 在職三年以上十七年未滿で、在職中に死亡した者には、一時扶助料を給される。一時扶助料は一時金であつて、その額は、死亡當時の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた金額である。

效績の表彰 小學校の教育に従事し、多年勤續して效績顯著な者は、小學校教育效績狀規程によつて選獎されて、文部大臣から表彰される。これ亦教員優遇の一方法である。今までこの規定で選獎された者の中には、市町村吏員や學校醫等もあるが、その大部分は小學校教員である。

小學校教育效績狀規程による選獎

參照

小學校令施行規則第五章第四節各條。市町村立小學校教員加俸令各條。恩給法。恩給法施行令。小學校教育效績狀規程。

第五節 權限・解職及び懲罰

權限權限とは、小學校長及び教員が、國の教育事務を執行するに當

學校長の權限の要項

つて、國家から與へられた權利をいふ。

一、學校長の權限 學校長は、〔一〕兒童出席停止の權を有する。即ち、傳染病に罹り、又はその虞ある者、及び、性行不良で他の兒童の教育に妨ありと認められた者に、出席停止を命ずる權を有してゐる。〔二〕懲戒の權、即ち、操行不良な兒童には、教育上の手段として懲戒を加へる權を有する。但し體罰を行ふことを得ない規定である。〔三〕教科目を加除した場合の教授時數を定める權、並びに、夏季冬季休業前後の教授時數を減縮する權を有する。〔四〕俸給その他の諸給與及び恩給を受けることも、亦その權限と見做すことが出来る。

教員の權限の要項

二、教員の權限 教員は、前記學校長の權限の中、〔一〕兒童懲戒の權と、〔二〕俸給・諸給與及び恩給を受ける權とを有つてゐる。

解職の種類

解職 市町村立小學校長及び教員の解職は、府縣知事がこれを行ふもので、それに休職・退職及び失職の三種がある。但し小學校教員は、一

且任用された以上は、濫にこれを解職することが出来ない。規定の事由によらずして休職又は退職を命ずる必要があると認められた時は、府縣知事は文部大臣の指揮を受けなければならないし、休職の場合に於ては、豫め期間を定めて具申しなければならぬ。

一、休職 左の一に該當する者は、休職を命ぜられる。但し、その期限は事由によつて同一でない。

休職を命ぜられる場合

- イ、傷痍を受け、若は疾病に罹つたのに因り、職務を行ふに妨げある時。
- ロ、學校編制の變更、又は訴願の裁決によつて、過員を生じた時。
- ハ、教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學する時。
- ニ、名譽職たる町村長及び助役に當選した時。
- ホ、私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育する爲に設置した學校の教員となる時。
- ヘ、刑事事件に關し、告訴又は告發された時。
- ト、陸海軍現役に服し、又は戰時事變に際し召集された者は、命を待たずして

當然休職

當然休職者となる。但し、兵役法第十條の規定に依り短期現役兵として服務する者は、この限りでない。

休職者

休職者は、現に職務に従事しないけれども、全然教員の職から離れたものではないから、休職中は、その俸給の三分の一を給される。但し、市町村市町村學校組合町村學校組合又はその學區に於て特別の事情ある場合、若は上述のハ乃至へに該當する者に對しては、給しないこともある。又短期現役兵として服役する者は、その服役中は俸給の三分の二を減ぜられる。そして、この關係は府縣立師範學校附屬小學校の訓導たる者にあつても同様である。

短期現役服役者

二、退職 退職は全然教員の職から離れるもので、左の一に該當する時は、府縣知事はこれに退職を命ずることが出来る。

退職を命ぜられる場合

イ、不具癱疾により、又は身體若は精神の衰弱によつて、職務を執るに堪へない時。

當然退職

小學校教員の懲戒處分

誹責
減俸
免職
免許狀の褫奪

ロ、傷痍を受け、若は疾病に罹つて、その職に堪へない爲、又は自己の便宜によつて退職を出願した時。

ハ、休職者が復職した爲その代員を要しない時。

ニ、當該學校が廢された時、及び休職期間が満ちた時は、當然退職者となる。

三、失職 免許狀褫奪の處分を受け、又はその免許狀が效力を失つた時は、當然その職を失ふのである。

懲戒教員たる者が、職務上の義務に違背し、若は職務を怠つた時、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する行爲のある時は、府縣知事はこれに對して懲戒處分を行ふ。懲戒處分には誹責、減俸、免職の種別がある。誹責は、公然文書を以て戒飭するもの、減俸は、一個月以上一個年以下の間、月俸三分の一以下を減給するもの、免職は、教員の職を免ずるものである。そして、瀆職の情狀の重い者は、免許狀を褫奪される。又免職者は、二個年を経過しなければ、再び教職に就くことが出来ない。

業務停止

處分の解除

訴願

次に、私立小學校校長、教員に向つての懲戒は、一個月以上二個年以下の業務停止の處分である。

免職、業務停止の處分を受けた者でも、その改悛の實顯著な者には、文部大臣の認可を受けて、これを解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若は業務停止又は免許狀褫奪の處分に不服のある者は、文部大臣に訴願することが出来る。

参照 小學校令第五章第三十八條、第六章第四十七條、小學校令施行

規則第一章第一節第十七條第二、第三項、同第二十條、同第五章

第一節各條、同第三節各條、同第四節各條。

第八章 小學校の費用負擔及び授業料

第一節 費用の負擔

國庫負擔並びに補助

經費の負擔者 小學校の設置に伴ひ、設備費及び維持費、經常費、職員
 の俸給、諸給與等の經費を要する。これ等の經費は、教員俸給の一部を
 國庫が負擔する外、市町村に於て負擔するのが本體であるけれども、
 義務教育は國家の自存發達に必要なものであるから、國庫及び府縣
 から、幾分の補助を與へるべきことをも規定してある。即ち國庫から
 は、市町村義務教育費國庫負擔法に依り、毎年八千五百万圓を、又短期
 現役小學校教員俸給費國庫負擔法に依り、毎年一定の金額を支出し
 て、市町村立小學校教員の俸給の一部を支辨し、市町村立小學校教育
 費國庫補助法に依り、毎年二百万圓を道府縣に配賦して、市町村小學
 校教員の年功加俸及び特別加俸に充てることにしてゐる。尙國庫保
 管の教育基金の利子を各府縣に配當して小學校の設備費、教育の獎
 勵費等に當てさせてゐる。府縣も亦、前述市町村立小學校教育費國庫
 補助法による補助金と同額を支出して、教員の加俸に當て、又教育基

府縣の補助

金の利子配當を以て教育資金となしてゐることは、直前に述べた通
 りである。この他、府縣は、小學校の設置維持に關して非常に資金の薄
 弱な町村又は町村學校組合に對して、相當の補助をなすべきことに
 なつてゐる。

第二節 豫算及び收支

經費の收入と支出 經費の收支は、市町村會の議決を経てこれを決
 定する。その爲、市町村長は毎年、翌年度の收支豫算の原案を作つて、市
 町村會の議に附せなければならぬ。そして市町村立小學校長は、學
 校の事情に適合した原案を作つて、市町村長の參考に供するのが便
 利である。

市町村會を通過して決定した收入は、これをその住民から徵收す
 べきである。然るに、市制・町村制の示す所に従ふと、自治團體の費用は、

收支豫算案

豫算案と學校長

經費の收入

先づその團體共有の基本財産の利子その他の収入を以て支辨すべきであり、足らざる場合に於て、始めてこれを住民に課賦し、徴收すべきものとしてある。所が實際に於ては、自己財産の収入のみに依つて、その經費を支辨し得る自治團體は、甚だ稀である。さなきだに困窮に陥りつつあるものの多い地方町村財政にあつては、天災地變、時勢の變動等によつて、教育費に對し或は不慮の打撃が加へられないとも限らない。かくては、國家の基礎的重要事業たる教育に、甚だしき悪影響を蒙らせることになる。よつてこれに備へる爲、特に學校基本財産又は積立金等を作るのは、誠に必要なことに屬する。市町村理事者に於て、所謂百年の大計として、或は寄附金、或は授業料、その他歳出剩餘金等を年年に積立てて、適當に増殖する方法を講ずるならば、學校基本財産の成立を得て、地方教育費の支辨を非常に容易ならせることが出来るのである。

學校基本財産

經費の支出

經費の支出と學校長

經費の支出も亦、市町村長の管掌に屬するものであるが、便宜上これを學校長に委任することが多い。それ故に學校長は、よく緩急を考へて有効にこれを處置すべきである。

第三節 授業料

尋常小學校の授業料 義務教育は、その普及が必要であるから、尋常小學校では授業料を徴收することが出来ない、その經費は市町村の負擔すべきものと規定してある。即ち、所謂無月謝主義であつて、近世文明諸國の採用してゐる所である。但し、市町村の資力が不十分であるか、又は就學の普及を妨げない場合には、府縣知事の認可を受けて市にあつては月額二十錢以下、町村又は町村學校組合にあつては月額十錢以下に於て、これを徴收することが出来る。

高等小學校の授業料 高等小學校に於て徴收する授業料は、市又は

無月謝主義

授業料徴收の特別事情

徴收する場合の法定額

徴収する場合の法定額

市町村學校組合では月額六十錢以下、町村又は町村學校組合では月額三十錢以下に於てその金額を定め、府縣知事の認可を受くべきである。又就學の普及を妨げないやうにとの趣意から、貧困者には、その全部若は一部を免除し、一家二名以上同時に就學してゐる場合には、特に輕減することも出来るやうになつてゐる。そして授業料は當然市町村の収入に屬し、收入役がこれを管掌すべきものである。

第四節 經費の實額と地方の財政

經費の實額 全國市町村小學校に於ける昭和三年度經費の總額は三億八百三十九萬八千八百四圓を算し、就中、俸給費は、一億五千八百九十八萬千四百四十圓を占めてゐる。そして、これを學校數、學級數及び兒童數に配當すると、一學校當一万二千百三十八圓、一學級當千五百二十九圓、兒童一人當三十二圓となるのである。

一學校一學級及び一兒童の教育公費額

市に於ける割合
町村に於ける割合

教育費と他の經費との割合 市町村に於ける教育費と、諸他の經費との割合に至つては、市と町村とによつて著しくその關係を異にしてゐる。今大正十四年から昭和四年に至る五個年間に於ける平均を取つて、諸經費の割合を擧げると、次の圖の如くである。即ち教育費は、市にあつては、その經費總額の約一割三分を占め、町村にあつては、その經費總額の約四割六分の多きに達してゐる。

自治團體に於ける主要經費割合

市に於ける主要經費割合の圖



町村に於ける主要經費割合の圖



教育費は地方財
政の重要な部分
をなしてゐる

全部を通じての主要経費割合



最も適切な経営劃策を講ずるのは、甚だ大切なことであり、随つて、學校管理法の研究には十分の力を加へなければならぬのである。

参照 地方學事通則第三條、第九條。 小學校令第七章各條。 小學校令施行規則第六章各條。

第九章 小學校の補習科及び實業補習學校

第一節 補習教育と職業指導

補習教育の任務
 公民としての心得の必要
 誘惑に對する保護の必要
 實際生活の直接準備の必要

補習教育 補習教育は、小學校教育の効果を確實にし、又職業の基礎を與へるもので、實に國民教育の仕上げをなすものと言つてよい。小學校卒業生の中には、更に進んで中等以上の教育を受ける者もあるけれども、多數はやがて實際社會に出る者である。そして、今日の社會は、昔とは違つて、諸般の關係が頗る複雑となつた結果、一方には、公民として世に立つ上に心得て置かなければならぬ事項も多くなり、他方には、思想上、生活上、少青年の心を唆る誘惑も亦決して少なくはない。然るに、小學校教育を終へたばかりの者を、その儘に放任して置くのは、彼等の品性の上にも、知能の上にも、將た又身體の上にも、甚だ心許ないことと言はなければならぬ。それ故に、少なくとも尙若干の期間、これに適切な補習教育を加へて、實際社會に出るべき直接の準備

その學校系統上に於ける地位

備をさせることは、家庭・社會・職業・生活等孰れの方面から眺めても、缺くべからざることである。これ、この教育が學校系統上頗る重要な地位を占める所以であつて、輓近、歐米の諸國がその施設經營に多大の努力を加へるに至つたのも、亦これが爲である。就中、この教育に於て世界に先鞭を着けたドイツの如き、又それに次でこの教育を頗る盛にしたイギリスの如きは、孰れも既にこれを義務教育としてゐるのである。

職業指導の必要

職業指導 殊に、産業の發達は益急に、業務の分化は愈滋くなつた今日にあつては、職業に關して適切な指導を與へることは、教育上一般に必要であるが、補習教育に於ては特に然りである。即ち、補習教育は實際の生活に結合して加へらるべきものであつて、子弟をして職業の問題に直面させ、且正しく自己の適所を發見させるやうに指導を與へ、そして國民教育の仕上げを完うすることが、その重要な任務で

補習教育と職業指導

補習教育の種類

なければならぬ。

補習教育は、これを大別すると、普通教育の補習をする小學校の補習科と、實業教育の補習をする實業補習學校との二つとなる。

第二節 小學校の補習科

尋常小學校の補習科
高等小學校の補習科

種類及び目的 小學校の補習科に、尋常小學校の補習科と高等小學校の補習科とがある。前者は、尋常小學校の卒業生及びこれと同等の學力ある者を收容して、尋常小學校の教科目を補習させるのであり、後者は、高等小學校の卒業生及びこれと同等の學力を有する者に、高等小學校の教科目を補習させるのである。

教科目
教科用書

教科目及び教科用書 補習科の教科目は、管理者又は設立者が定め、その教科用書は、學校長が定めて、孰れも、府縣知事の認可を受けるべきである。そして、補習科の教科を授けるには、その土地の業務に適切な

修業年限
教授時數

事項を交へなければならぬ。
修業年限及び教授時數 修業年限は、二個年以内であつて、一定の季節を選んで教授してもよい。その教授日數、教授時間及び毎週教授時數等は、兒童の便宜を圖つて、管理者又は設立者がこれを定めて府縣知事の認可を受けるべきである。

實際生活との結合

補習科の教授 補習科の教授は、小學校で正教科を擔當する教師が受持つべきものであつて、兒童の自學を本位とし、且出來る限り、實際生活と結合して扱ふことが肝要である。

參照 小學校令第三章第二十一條及び第二十三條。小學校令施行規則第一章第四節各條。

第三節 實業補習學校

實業補習教育の目的

目的及び發達 實業補習學校は、小學校の教科を卒へて職業に従事

實業補習教育の發達

する者に對し、職業に關する知識、技能を授けると共に、國民生活に必須な教育を施すが、その目的である。今この教育の發達の概況を擧げると、始めて實業補習學校規程の發布された翌年、即ち明治二十七年には、全國に於て僅に十九個の實業補習學校を見るに過ぎなかつたが、それから十年目の明治三十六年には、それが千三百四十九校となり、次の十年目の大正元年には、七千三百八十二校となり、更に又その次の十年目で、然も該規程の改正された翌年に當る大正十年には、實に一万四千八百三十九校の多きに達してゐる。即ち、市町村立小學校の總數の半をも超過するに至つたのである。更に最近即ち昭和六年に於ては、實業補習學校の校數一万五千八十三、教員數二万三百五十一、生徒數百二十七万九千七百七十一、卒業生數四十三万三千四百五十三、入學者數六十六万二千八百四である。この教育が最近四十個年間に於て、いかに著大な發達を遂げたかは、これを見ても判る。

實業補習學校の現在數

課程

課程と修業年限 實業補習學校の課程は、前期後期に別れる。前期は、尋常小學校の卒業生又はこれに準ずる者を入れる課程であるし、後期は、高等小學校の卒業生又はこれに準ずる者を入れる課程である。そしてその修業年限は、前期にあつては二年、後期にあつては、工業又は商業に關する學校では二年、農業又は水産に關する學校では二年乃至三年である。

修業年限

學科目

前期の學科目
後期の學科目

女子の學科目

學科目の加除

學科目と教授時數 前期の學科目は修身・國語・數學・理科及び職業に關するものであり、後期のそれは修身・國語・數學及び職業に關するものである。但し、前期の理科及び後期の國語又は數學は、これを缺くことが出来る。又女子に課すべき學科目は、前期では修身・國語・數學・家事・裁縫及び職業に關するもの、後期では修身・國語・家事・裁縫及び職業に關するもので、前期の家事又は裁縫、後期の國語・家事・裁縫中の二學科以内は、これを缺くことが出来、以上の外、必要に應じて歴史・地理・體操

職業に關する學科目

公民教育

教授時數の標準

學科課程の標準

法制・經濟・簿記・外國語その他の學科目も、適宜選擇して加設することが出来る。その上、學科目の分合、隨意科目・選擇科目等も許され、又生徒の學力・職業の種類に應じて、教授事項の選定その宜しきを得させるやうになつてゐる。職業に關する學科目に於ては、前期では、主として基礎的の知識技能を授け、後期では、職業の種類に應じて適切な事項を授け、又兩期を通じて、特に法制上の知識その他國民・公民として心得べき事項を授け、經濟觀念の養成に力めなければならぬ。

又教授時數は、一年につき、工業又は商業の學校では、前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又は水産の學校では、前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時を標準とする。

學科課程は、學科の種類、土地の情況等によつて一様に律すべきものではない。大正十一年二月文部省から示された學科課程の標準を

併設し得べき學校等

學校の名稱

科目制と學年制

分教場

見ても、前期に於ては、普通科目に重きを置き、後期に於ては、主として職業に關する學科目及び公民心得を授けるべき方針であり、又教授時數が最少の標準にも達しない學校でも、早朝夕刻全日教授等適當な方法を講じて、なるべく教授時數の増加を圖らせようとしてゐる。

設置及び設備 實業補習學校は、小學校だけでなく、各種の中等學校、試驗所、講習所等にもこれを併設することが出来る。但し、道府縣立に係るものの外は、その設置には地方長官の認可を要する。又學校の名稱に就ては、規定上には何等の制限も無いから、その内容に應じて、工業補習學校、商業補習學校、農業補習學校、水産補習學校或は女子補習學校等と稱することが出来る。

孰れの種類の補習學校も、前期、後期共に學年制を本體としてゐるが、短期間特殊の事項を授ける爲、隨時講習會をすることが出来る。又補習學校は、分教場を置くことも出来るが、必要な諸室、圖書器具、機械、

體育及び衛生

教員の資格

小學校に類する各種學校の性質

標本等はこれを備へなければならぬ。殊に生徒の體育及び衛生には、常に十分の注意を拂ふべきである。

教員 實業補習學校教員養成所を卒業した者、若は小學校本科正教員又は小學校専科正教員の免許狀を有する者は、一般の實業學校の教員たる資格を有する者と共に、實業補習學校の教員たることが出来る。この外實業に關する特別の知識、經驗を有する者で、地方長官の認可を受けた者も同様である。

參照 實業補習學校規程各條。實業學校令第七條。公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第二條。

第十章 小學校に類する各種學校

目的及び課程 小學校に類する各種學校とは、純然たる小學校ではないが、その目的、課程等に於てこれに準ずる各種の學校をいふ。例へ

その設置	<p>ば、裁縫學校、簿記學校等の如く、卑近な實用上の技藝を授ける學校は概ねこれに屬し、孰れも小學校令及び同施行規則の支配を受ける。</p> <p>設置及び職員 これ等の各種學校には公立と私立とがあつて、公立のものは高等小學校に準じ、私立のものは私立小學校に準じて、その設置をなすことを得、又これを小學校に附設することも出来るのである。その學校長は、これを置くことも出来れば、又これを缺いても差支ないが、その教員は、小學校教員たるべき資格を有する者、又は府縣知事の免許狀を得たものでなければならぬ。そしてこれ等各種學校の學校長及び教員の採用、解職懲戒處分、業務停止は、小學校教員の例により、市町村立のこれ等各種學校の學校長及び教員の俸給旅費その他諸給與に關する規程は、府縣知事がこれを定める。</p>
その校長	
その教員	
現在に於ける實數	<p>現在の實況 小學校に類する各種學校は、昭和六年に於て全國に公立百六十六、私立千七百六十九、合計千九百三十五校を算し、その教員</p>

目的	<p>數は一萬六千四百五十七、生徒數は十九萬六千九百三である。</p> <p>参照 小學校令第五條、第十七條。 小學校令施行規則第二百九條乃至第二百一十一條。</p> <p>第十一章 小學校に併置し得る社會教育施設</p> <p>小學校と社會教育施設 小學校は、市町村に於ける文化の中心であり、又その教化事業の母體でもある。随つて地方自治團體の教化的の諸施設も、多くは小學校との關係を有つものである。今小學校に併置し得る社會教育施設の重なるものを擧げると、次の如くである。</p> <p>一、青年訓練所 青年訓練所は、概ね十六歳から二十歳までの男子青年を收容して、その心身を鍛鍊し、國民たる資質の向上を圖らうとするものである。</p> <p>その訓練項目は、修身及び公民科、教練、普通學科、職業科とし、普通學</p>
訓練項目と訓練時數	

設置

科・職業科の科目及びその程度は、高等小學校の卒業程度を基準とし、地方の情況に應じ、實生活に適切な事項を選択して授けることになつてゐる。そして訓練時数は、四個年を通じ科毎に一定されてゐる。

職員

青年訓練所は、市町村・市町村學校組合及び町村學校組合は勿論、私人に於てもこれを設置することが出来るが、公立の場合には、小學校又は實業補習學校に併置するのが常例である。又一定の資格があれば、實業補習學校を以て青年訓練所に充てることも出来る。そして公立の場合には、青年訓練所の主事は實業補習學校長又は小學校長に、その指導員は當該學校教員、在郷軍人その他適當と認められた者に、地方長官からこれを囑託するのである。

現在に於ける實數

昭和六年度に於ける全國の青年訓練所數は、一万五千五百五十に達し、その生徒數は七十九万六千三百三十二人を算してゐる。

二、男女青年團　これは、小學校卒業後滿二十五歳に至るまでの男子

目的

青年、同未婚の女子青年を團員とする修養機關であつて、健全な國民、善良な公民たる資質を得しめるのを本旨とし、忠孝の本義を體し、品性の向上を圖り、體力を増進し、實際生活に適切な智能を研き、剛健勤勉、克く國家の進運を扶翼するの精神と性能とを養成することに努めてゐる。

蓋し、この種の修養機關は、一般に小學校卒業後直ちに實務に就く者に對して必要なものであつて、國家の獎勵と團員自らの精勵とにより、近時次第に自治組織の運用に熟練し來つて、これが進歩の實績は逐年頗る目醒ましい。

昭和六年度に於て、全國男子青年團一万五千三百六十五、女子青年團一万三千三百九十四、合計二万八千七百五十九を算し、男子青年團員二百五十一万八千七百七十三人、女子青年團員百五十三万四千二百一十五人、合計四百五十二万二千二百九十八人の多きを示してゐる。

現在に於ける實數

目的と現状

三、圖書館 圖書館は、圖書・記録の類を蒐集保存して、公衆の閲覽に供し、その修養及び學術研究に資するのが目的である。道府縣・市町村及び私人に於て、これを設置することが出来、又公私の學校に附設することをも得るもので、昭和六年度、全國に於て四百九館あり、二千四百九十八万人の延閲覽者、平均一館一日閲覽人員二十一を示してゐる。國民文化の進展がこの種の社會施設を要求するに至るのは、必然の結果であつて、殊に地方町村に於て小學校にこれを附設し、青年子女の修養に供することは、時代の進運に適合するものと言つてよい。

参照 青年訓練所令。 青年訓練所規程。 青年團體指導ニ關スル件。 圖書館令。

第十二章 幼稚園

目的幼稚園も、從來は小學校に準ずるものとして、小學校令及び同

幼稚園保育の目的

施行規則の中に規定されてゐたのであるが、大正十五年四月、幼稚園令及び幼稚園令施行規則が新たに發布されて、幼稚園は特別の法規に支配される教育施設となつたのである。その目的に關しては、幼稚園令第一條に、

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

と示され、尙幼稚園令施行規則には、

幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

と規定されてゐる。即ち、幼児の心身を健全に發達させること、善良な性情を涵養すること、及び家庭教育を補ふことの三點が、幼稚園保育の目的である。

公立幼稚園
私立幼稚園

設置及び廢止 市町村・市町村學校組合及び町村學校組合は、幼稚園を設置することを得、その費用の負擔の爲、學區を設けることが出来る。かくて生じたものが公立幼稚園である。これと同時に、私人も亦幼稚園を設けることが出来るので、それが私立幼稚園である。孰れも、その設置・廢止共に地方長官の認可を受けなければならぬのであつて、即ちその設置の場合には、公立幼稚園にあつては管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、その名稱・位置・敷地の面積・地質及び附近の情況・建物の配置を記載した圖面及び飲料水の定量分析表を添付する必要がある。園則・設備・經費及び維持の方法・開園の期日を具し、私立幼稚園では、これに設立者の履歷書をも添へて、地方長官に申

設置の手續

廢止の手續

請すべきであるし、園則及び開園期日の變更は、地方長官に開申すべきである。又その廢止の場合には、公立幼稚園にあつては管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、廢止の理由及び期日並びに廢止後の幼児の處分方法を具して、地方長官に申請すべきである。

入園幼児の資格

幼児とその編制及び保育項目 幼稚園に入園し得る者は、三歳から尋

常小學校就學の始期に達するまでの幼児を本體とし、三歳未滿の幼児を入園させようとする時は、それに要する相當の設備をなし、且その施設の概要を具して、地方長官の認可を受けなければならぬ。

幼児數

幼稚園の幼児數は、百二十人以下と規定され、但し特別の事情ある時は、約二百人までに増すことが出来る。そして年齢別によつて組の編制をなすを常例とし、保姆一人の保育する幼児數は、約四十人以下と定められてゐる。

保育項目

又幼稚園の保育項目は、遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等であつて、その内

園長とその資格

容は、既に改訂新教育學に明かにした如くである。

職員幼稚園の職員は、園長と保母とである。園長は、園務を掌理して所屬職員を監督し、その資格は、公立幼稚園にあつては、小學校の本科正教員、又は保母免許狀を有する者、若は教員免許令による教員免許狀を有する者でなければならぬ。又保母は、幼兒の保育を掌るもので、その資格は、保母免許狀を有する女子でなければならぬ。但し、その有資格者を得難い場合には、有資格者の半數以下に於て、無資格者を代用することが出来る。そして幼稚園に於ては、保育項目・保育時數及び組數等に應じて、必要な員數の保母を置かなければならぬのである。

保母とその資格

幼稚園の職員の進退・戒飭・服務・懲戒處分・業務停止及び免許狀褫奪に關しては、小學校職員の例に準じ、又公立幼稚園の職員の俸給・旅費その他諸給與に關する規定は、小學校令施行規則中小學校職員の例

保母檢定の機關及び檢定の種別

に準じて、地方長官がこれを定める。そして孰れの場合に於ても、園長は學校長に、保母は正教員に、代用保母は代用教員に準ずる。但し月俸額に就ては、園長は本科正教員に、保母は専科正教員に準ずる。

保母免許狀及び保母檢定 保母免許狀は、地方長官に於て、保母檢定に合格した者にこれを授與し、全國に通じて有効である。

保母檢定は、小學校教員檢定委員會に於てこれを行ひ、小學校教員檢定と同じく無試験檢定・試験檢定の二つとし、それぞれの資格に應じて無試験又は試験により、出願者の學力・性行及び身體に就て、これを行ふものである。

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者、及び免許狀褫奪の處分を受けて三箇年を経過しない者は、保母の檢定を受けることが出来ないし、又保母免許狀を有する者が禁錮以上の刑に處せられた時、若は破産の宣告を受けた時は、免許狀がその效力を失ふことは、教員檢

幼稚園の設備の規定

定、教員免許状に於けると同様である。

保育料・入園料 幼稚園で保育料・入園料等を徴收しようとする時は、公立幼稚園にあつては管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、地方長官の認可を経てその額を定めるべきであり、これを變更しようとする時も亦同様である。

設備幼稚園の設備は、左の各項の規定によらなければならない。

- 一、敷地は道徳上及び衛生上害の無い所たること。
- 二、建物は、なるべく平家造とし、組數に應ずる保育室、遊戯室その他必要な諸室を備へること。
- 三、保育室の大きさは、幼児五人につき一坪より小ならざること。
- 四、遊園は、幼児一人につき、なるべく一坪以上の割合を以て設けること。
- 五、保育用具、玩具、繪畫樂器、黑板、机、腰掛、砂場等を備へ、その他衛生上の設備をすること。
- 六、これ等の外、三歳未満の幼児を入園させる場合には、尙それに必要な相當

幼稚園の現況

の設備を加へること。

現時の實況 昭和六年度の現在に於て、全國幼稚園の總數は千六百二十二であつて、保姆の數は五千十二人、幼児の數は十二万六千五百六十四人である。即ち、一園に就き保姆の比例は三・一人、幼児の比例は七八・〇人で、一保姆に就き幼児の比例は二・五・三人である。世界に於て幼稚園教育の盛なフランス、イタリーの諸國に於て、園児の數多きは五六十万人、少なきも二三十万人を算へてゐるのに比べると、我が邦の幼稚園教育は、今後尙盛となるべき運命を擔つてゐる。

参照 幼稚園令各條、幼稚園令施行規則各條。

第十三章 小學校の管理及び監督

小學校の管理 小學校の管理とは、小學校に於てその教育が適切に行はれ得るやうに校地を選定し、校舍を建造し、備品を整へる等一切

小學校の管理の意義

小學校の管理者

の物的設備をなし、且これが保管の責に任ずることをいふ。そして市町村市町村立小學校組合又は町村學校組合に屬する國の教育事務を掌し、市町村立小學校を管理するものは、市町村長・市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者である。然し市町村長等の職權は、市町村等に屬する教育事務の管掌及び主として小學校の物的設備の管理にあるのだから、漫に小學校長及び教員の進退を云爲し、その執行する教育事務即ち教授訓練に干涉し、これに對して監督がましい行動に出づべきものではないのである。

學務委員の設置

小學校の管理と學務委員 市町村市町村學校組合又は町村學校組合は、條例の規定によつて學務委員を置かなければならぬし、又その學區にもこれを置くことが出来る。學務委員は名譽職であつて、その數は十人以下とし、東京市では二十五人、大阪市では二十人までに増すことが出来る。その組織は、市にあつては、市會議員・名譽職參事會員

又は市公民中選舉權を有する者から、市長の推薦により市會が定めた者、町村にあつては、町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者から、町村長の推薦により町村會が定めた者に、市町村立小學校男教員が加はつて成立ち、その教員から出る學務委員は、市町村長・市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者が、これを任免することになつてゐる。そして學務委員の任務は、市町村長・市町村學校組合管理者・町村學校組合管理者・區長並びにその代理者を補助し、又はその諮問に應じて意見を陳述するのである。

小學校の監督の意義

小學校の監督者

小學校の監督 小學校の監督とは、小學校に於て行はれる國の教育事務が法規に合致してゐるかどうかを監視し、督勵することをいふ。市町村立小學校長及び教員の執行する國の教育事務に對して、これを監督するものは、府縣知事であつて、私立小學校も亦、府縣知事の監督する所である。それ故に、これ等の教育事務にして若し法規に反す

ることがあれば、府縣知事はその監督権を以てこれに制裁を加へることが出来るのである。そして文部大臣が最高の監督官廳として、更に全國の教育事務を統轄することは、既に第二章に於て述べた通りである。

参照 小學校令第八章各條。小學校令施行規則第七章各條。市制第八十三條。町村制第六十九條。

第三篇 學校衛生上の諸問題

第一章 學校衛生の必要

學校教育と學校衛生 小學校は、心身のまだ軟弱な多數の兒童を收容して、これに教育を加へる場所であるから、彼等の健康を害し、疾病を誘致する機會の多いこと、家庭に比して一層甚だしいのが普通である。殊に教科の學習は、兒童に多大の刺激を與へ、動もすると、その爲に身體の發育を沮害する虞も少くはない。然も國民體力の如何は、實に國運の發展に至大の關係を有するものであるから、學校にあつては、兒童が直接間接に受ける身體發育上の障害を遺憾なく豫防すべきは勿論、更に體操教授等と相待つて、兒童の健康を積極的に増進させる途を十分に講ずるのは、眞に至重至要のことである。學校衛生は、

これ等の諸問題を研究するものであるから、その大切なのは固より明かである。

第二章 學校衛生の實際

學校衛生の二方面 學校衛生は、消極的と積極的との兩方面に亘らなければならぬ。消極的方面とは、身體の發育に障害を與へる原因を除去して、その危険を豫防することをいひ、積極的方面とは、身體を鍛鍊して、その發育を助長し、健康を増進させることをいふ。そしてその一般當面の實際問題としては、先づ設備上の衛生、教授上の衛生、及び運動上の衛生を擧げなければならぬ。左に節を分けてこれを述べよう。

第一節 設備上の衛生

通風上の要項

通風空氣は人生第一の必要物である以上、通風は教室衛生の第一條件でなければならぬ。窓は、新らしい空氣の入口であると同時に、古い空氣の出口であるから、頻繁にこれを開くがよい。教室は、入る前にも新鮮な空氣を流通させ、授業の間にも換氣には注意を加へ、又嚴寒の候でも毎時課業の終には、必ず窓を開いて空氣を交換させるべきである。衛生學の示す所によると、兒童一人が一時間に要する空氣の容積は十五立方メートルであつて、又空氣百の中に僅か一の炭酸瓦斯を含んでも既に衛生上には害があるといはれる。他方、歐米諸國に於て、近時盛に行はれて來た戶外學校や開窓教室の成績は、身體上にも、學習上にも、極めて良好なのである。これ等を併せ考へても、通風には最も注意を加へなければならぬ。

採光上の要項

採光 兒童身體の發育上に日光の重要なものは、寧ろ想像以上である。殊に日光は、殺菌の力が強いものであるから、室内には十分な光線の

煖室上の要項

射入を必要とする。然し直射光線は、眼を害する虞があるから、學習の際には、窓懸によつてこれを遮蔽すべきは、前に述べた通りである。

煖室室内の温度は、華氏六十度を最も適當とするから、冬季にあつては、相當の煖室法を取るべきである。煖室の設備には、通常、火鉢を用ひる。この場合には、生炭を盛るのは宜しくない。なるべく烈火となつたものを入れて、炭酸瓦斯の發生を少なくすべきである。又煖爐を用ひる場合には、絶えず少量の燃料を加へて、滅火させない程度にして置くがよい。そして、煖爐の上には必ず水槽を置き、水蒸氣を發散させて空氣の乾燥を防ぎ、呼吸器の保護を圖るべきである。その上、熱線の直射を防ぐ爲、金網又は亞鉛板製の衝立を置いて遮蔽するがよい。

清潔上の要項

清潔法 學校に於ける清潔法を分つて、日常清潔法、定期清潔法、臨時清潔法の三種とする。日常清潔法は、毎日校舎内の掃除を行ふものであり、定期清潔法は、年一回以上定期に於て校舎の内外の清潔を行ふ

ものであり、又臨時清潔法は、浸水その他の災害を被つた場合にこれを行ふものである。共に塵埃汚物の清掃、校具書籍の整頓等を目的とするのは明かである。その方法上の詳細な點に關しては、大正十五年十二月文部省訓令第二十六號に據るべきである。

兒童に掃除を課すべきや否やを問題にするものもあるが、普通、兒童には、便所その他特殊の場所を除き、且衛生上適當な方法で行はせるならば、掃除は、衛生上必要であるばかりでなく、訓練上自治、勤勞及び清潔の良習慣を養はせるにも、よい作業である。

第二節 教授上の衛生

學習時間と休憩時間 十分な睡眠は身體の發育に必要であるから、學校の始業時刻は、兒童の起床時刻を顧みてこれを定めるべきである。通例、夏季は午前八時、冬季は同九時を適當とする。そして、學習時間

始業時刻

學習時間と休憩時間との分量

と休憩時間との分量は、疲労及びその恢復に密接の關係を有し、又午前は心身の氣力が盛で、然も疲労が少なく、午後は氣力が稍衰へて、且疲労し易いのが、一般の情態である。それ故に、教授時限を重ねるに随つて休憩時間を増す法を取り、年齢の高下に應じてそれを斟酌するがよい。現今廣く行はれてゐる如く、通じて學習時間を四十五分間とし、休憩時間を十五分間とするのは、尙研究を要する問題である。

疲労疲労は、活動の結果として免れ難い所であるが、過勞に至つては、心身の發育を害することが極めて大きいから、必ずこれを避けなければならぬ。實驗の示す所に随ふと、注意の持續し得る時間は、年齢によつて差がある。即ち、六歳では約十五分間、七歳乃至九歳では約二十分間、十歳乃至十二歳では約二十五分間、十三歳乃至十六歳では約三十分間が限度である。随つて、小學校に於て、年齢の如何を問はず劃一的に、一時限(四十五分間)中絶えず、注意の緊張を兒童に要求する

注意持續の時間

一時限内に於ける疲労恢復の企圖

兒童の表はす疲労の徴候

のは、寧ろ要求する方が無理である。それ故特に低學年にあつては、一時限内に於ても、適當に勞逸を轉換させなければならぬ。又課業中、適宜の時期に於て輕體操を行はせたり、呼吸運動をさせたりして、循環呼吸の諸作用を催進させ、或は一二分間冥目端座させて、疲労の恢復を圖るべきである。

兒童が疲労の際表はす徴候の著しいものを挙げると、

- 一、顔面の皮膚が光澤を失つて蒼白となり、
- 二、眼球が朦朧となつて眼尻が下がり、
- 三、姿勢は端正を保つことが出来なくなつて動搖を始め、
- 四、時時吐息をついたり欠伸をしたり、
- 五、思考作用が一般に遲鈍となる。

等である。それ故に、若し一般に斯うした徴候を表はした時には、適宜の處置を取ることが忘れてはならない。

姿勢姿勢を正しくするのは、衛生上並びに發育上、極めて大切なこ

正しい姿勢は健康保全の最捷徑である

とてあつて、自ら己が身體を害することを避けるには、常に姿勢を正しくするのが、その最も簡單で然も最も有效な方法である。といふのは、姿勢が正しくないといふと、或は終に脊柱彎曲症に罹つたり、或は兩肩の水平均齊を失つたりする結果、胸部や腹部が壓迫されて、呼吸循環の作用を妨げ、延いて内臓諸器官の機能をも害するからである。元來、姿勢の正しいのが自然の姿であつて、兒童が學校に入らない前は、大抵、頭を眞直に兩肩の上に乗せてゐる。然るに學校に入ると、机に倚たれ易く、これが、多くの場合、自然の姿勢から離れる發端になる。それ故、小學校では、學習時の姿勢には、殊に甚大の注意を拂はなければならぬのである。

姿勢の要領

姿勢の要領の中で、最も重要なのは、立つてゐる時と腰を掛けた時とを問はず、頭の位置を正しくし、兩肩を水平に保ち、胸部を擴張し、下腹部に少し力を入れさせることである。

直立の姿勢

談話の姿勢

讀書の姿勢

着座の姿勢

聽聞書見と離尺

書寫製作と離尺

目と手との距離

そして立つてゐる時には、身體を眞直にさせ、口を閉ぢさせ、兩脚を自然に揃へて、足尖を適當に開かせ、眼は前方を正視させる。その談話の際には、兩手を自然に垂れさせ、その讀書の際には、全身の姿勢を崩さない程度に於て、適宜に手を舉げて書物を支持させる。

又腰を掛けた時には、上體は自然の直立を保たせ、その重心點が兩坐骨結節の中間に落ちる位置を取らせ、兩脚は自然に開かせ、兩下腿を垂直にして、兩足は平に牀面を踏ませ、兩手は股の上に置いて、眼は前方を正視させる。そして、聽聞書見等の際には、机腰掛の離尺を加距離として、なるべく深く腰を掛けさせ、書寫描寫製作等手を働かす際には、離尺を減距離として、なるべく浅く腰を掛けさせる。又書見書寫製作等の場合には、目と手との間に、必ず約一尺の距離を保たせるべきである。尤も、姿勢を正しくする責任は、飽くまでも人にあるのであつて、机や腰掛や書物にあるのではないことを忘れてはならない。

正しい歩き方

姿勢に就ては、直立と着座の外、正しい歩き方に注意を拂ふことも亦必要である。蓋し、正しく歩くことは、正しく立つこと及び正しく坐ることと共に、身體の均齊な發達には、缺くべからざる條件であつて、品位・自覺の上から見ても、亦望ましいことだからである。

座席に關する注意項

兒童の座席 教室内に於ける兒童の座席は、身長之最も高いものを左右に配し、順次中央に至るに随つて、身長の低いものを置くのが、理論上からも實施上からも最も良い。そして、耳及び目に故障ある者、その他特別の事情ある者等には、適宜斟酌を加へるやうにし、又一年に數回左右前後の交代を行ふのがよい。

文字の大きさに關する注意項

文字の大きさ 教科用書の文字の大きさは、文部省に於てその標準を定められ、現行教科用書は皆これに準據してゐる。謄寫物・印刷物を用ひる場合にも、その文字の大きさには注意を加へるべきであり、兒童の筆記文字も亦、決して小さ過ぎてはならない。次に、教師が黑板上に書く

文字も、なるべく大きく書くやうにし、少なくとも方七十糎を下つてはならない。

第三節 運動上の衛生

第一 運動上の一般衛生

兒童前期の運動衛生

年齢の適應 運動は、心身發育の程度に適合しなければならぬから、大體に於て年齢に適應すべきである。七歳乃至九歳の兒童は、筋骨がまだ軟弱で、強烈な運動を練習させる程度には達してゐない。その上、學校生活の影響を受けて、呼吸及び血行を害し、神經を疲勞させる虞も大きい。それ故に、遊戯としては、變化に富み興味の多いものや、唱歌につれて調律的・團體的に行はれるものを課し、體操としては、筋の努力を廣く諸筋に分配する徒手運動、速歩運動、平均運動、姿勢體操としての軀幹運動等が適當である。簡単な競技はこれを課してよいが、過

兒童後期の運動衛生

勞及び外傷には特に注意を拂はなければならぬ。又都會地の兒童に對しては、約一週に一回、林間又は田園に連れて行つて、清淨な空氣と日光とに浴させるがよい。

十歳乃至十四歳の兒童は、筋骨の發育も次第に顯著となつて、その抵抗力も増大し、心臟及び肺臟も稍強大となり、神經の調節作用もよほど進んで來るから、稍強い運動に適するやうになる。随つて、姿勢養成に有效な軀幹運動、呼吸、血行を促進する速歩運動を一層活潑に課し、漸次に器械を使ふ一定の巧緻運動に進み、次に懸垂に移り、又競走、跳躍もその度を高めてよいが、永續駆足は五分間乃至十分間を以て限度とする。遊戯も、この頃の兒童は愉悅と怡樂とだけでは満足せず、更に技巧と機敏性とを要求するから、筋肉的のものを加へることが出来るし、神經の調節作用も大分進んで來てゐるから、フットボール、ベースボール等の球技も適當となる。又過勞に亘らない程度に於て

運動上性別の斟酌

遠足を課し、水泳・スキー・スケート等を始め、武術の如きもその基本練習を課してよい。

性別の斟酌 運動上性別の斟酌は重要なことである。從來、女子の體育運動は、男子の爲に作られた方法に餘り盲從し過ぎてゐた。けれども、女子の筋骨は男子に較べて柔軟で、殊に上肢筋が薄弱であるといふ解剖上の事實は、運動種目の選定上、兩性の間に十分の斟酌を加へるべき必要を吾等に物語り、又女子が男子と同様に心身の緊張を續けることが出來ず、屢ば休息を要するといふ生理上の現象は、團體運動の上に少なからざる酌量を如實に要求してゐる。即ち、女子の體育運動は、保健本位に行ひ、心身の永續的緊張を強ひず、又重い精神的負擔を感じずるやうな個人競技を避けるがよい。随つて、野球、蹴球、幅跳、長距離競走等は、女兒には寧ろ不適當である。強健といふことが運動の企圖であるが、就中、男兒は強を冀ひ、女兒は健を主とすべきである。

正常體質と異常體質

體質の顧慮 人の體質は、嚴密にいへばその顔の違ふが如くに違ふものであるが、大體に於て、これを正常體質と異常體質とに別れることが出来る。そして運動の方法は、概ね正常體質を標準として定められてあるのだから、異常體質の者に就ては、それに應じて更にその實施の程度を十分に酌量しなければならぬ。

兒童の服裝

服裝と食事 運動の衛生に緊密な關係を有つものは、服裝と食事とである。先づ兒童の服裝は、容儀上から考へるべき點もあるが、主として體育上の要求に應ずるものでなければならぬ。即ち、被服は緩やかに輕便にして、運動が自由に出来ると同時に、日光、空氣の接觸を多からせるべきである。随つて、袖はなるべく短い筒袖とし、袴を着ける場合には、その裾は下脚部の中央部に止め、又襟元は出来るだけ緩やかにし、帯は必ず肋骨下に位させなければならぬ。そして薄着には、幼年の頃から漸を追つて慣れさせるやう獎勵すべきである。

薄着の習慣

食前後の運動

食事の直ぐ前後に強い運動を行ふのは、消化を害し延いて種種の害を來たす虞があるから、食前三十分、食後二時間は餘り劇しい運動を行はない方がよい。運動後食慾の衰へるのは、運動が過度であつた證據であるから、かうした場合には、消化し易い食物を取らせて食慾の恢復を待つべきであり、又運動後食慾の旺盛となるのは、必ずしもそれに比例して消化力が増大したことを示すものではないから、食慾に任せて多食させてはならないのである。

運動後の食事

第二 各種運動の勵行

徒歩主義

徒歩の獎勵 都會の地では、電車、汽車、自動車等交通機關の利用すべきものが多いが、兒童には出来るだけ徒歩を獎勵するがよい。遠距離の通學兒童でも、復路はなるべく全部を徒歩させるか、又は一定の地點以上は必ず徒歩させるやうにするがよい。その他戶外の運動、散歩

輕體操の永續的
勵行

は常に獎勵すべきである。蓋し、新鮮な空氣と日光とは、全身に對して最良の強壯劑だからである。

短時間の輕體操 短時間を以てする簡単な體操を、永續的に行はせることは、體育上大に有效である。それ故に、朝會の際それに伴はせて、「舉踵臂の上下屈伸」「頭及び上體後屈」「上體右左屈」「呼吸運動」等を約五分間宛全生に行はせるがよい。且この種の合同體操は、體育以外、規律を尙び、心機を新にし、協同の心を養ふ等、訓練上に及ぼす効果も決して鮮少ではない。

放課後の運動 課業としての體操は、概して受動的であるのに比べて、放課後に於ける兒童の自由運動は、發動的であつて、體力増進上の効果も亦著しいものである。蓋し、毎休憩時間の自由遊戯は、既述の如く、専ら疲勞の恢復を目的とし、又晝食後の運動は、餘りに激烈に涉ることを避けさせるべきであるが、放課後の運動に至つては、過勞に陥

自由運動の効果

放課後の運動の
監督及び種類

らない限り、運動そのものを目的として、十分愉快に活潑に行はせることが出来る。但し、この場合に於ても、教師は監督指導を加へつつ、共に運動するのがよい。今普通に行はせる運動の主な種類を挙げると、器械を使つて行ふ各種の運動・徒競走・綱引・捧押・繩跳・相撲・フットボール・バレーボール・ベースボールの類である。

校技の價值

校技遊戯競技の種類は極めて多い。就中最も興味に富み、且體力増進の效が多く、然も訓練上の價值の大きなものを選んで校技とし、永續的にこれを行はせるのがよい。例へば、擬戰・打球その他なるべくその地方に特有のものを取るがよい。そして、校技は、平素の體操時間及び放課後に於て各學級別別に練習させるのもよいが、又運動會に於て特定演技として全體の兒童に同時にこれを行はせたり、或は毎學期約一回特に野外適當の場所でこれを行はせて、意氣の振張と體力の増進とを圖るは、有效有趣のことである。

校技の方法

運動會の價值

運動會 運動會の目的は、體力の増進と訓練の効果を收めるとにあるけれども、又父兄に、それを參觀させて、兒童の運動氣風等を觀察させ、體力・氣力の練磨の必要を感じさせる機會ともすべきである。但し、その行事のお祭騒ぎに近いやうな弊は、斷じてこれを防止し、どこまでも質素・堅實でなければならぬ。そして、小運動會は、各學級に於て、小規模の下に隨時に行ふがよいし、全校の大運動會は、春秋の二回に催すのが適當である。孰れも兒童をして、平素意氣を緊張して運動に努めさせる所以となるからである。然し、體育の効果は、決して運動會の一日で收め得べきものではなく、平素の運動勵行によつて始めてこれを達し得ることを忘れてはならない。

今運動會で行ふ運動・演技の主なものゝ次に擧げる。

一、各種の競技遊戯

- イ、各學年個人競技
- ロ、各學年團體競技・遊戯
- ハ、各學年選手競技
- ニ、卒

運動會に於ける運動演技

運動會の方法

小運動會

大運動會

- 業生競技
- ホ、職員競技
- 二、合同體操
- イ、全校
- ロ、下學年
- ハ、中學年
- ニ、上學年
- 「男女に分けることもある。」
- 三、校技

又、運動會は、一校だけで行ふ外、附近の數校が聯合して行ひ、或は一地方の小學校が高學年合同の聯合運動會を開く等のこともある。總て聯合運動會は、一層意氣の緊張を來たし、身體氣力の練磨に及ぼす效も大きいから、なるべく回数多く、これを開催するのがよい。

遠足の價值及び方法

普通遠足

強行遠足

遠足を快活にし、身體を鍛鍊し、耐忍持久の精神を養ふ爲に、遠足を行ふことも亦極めて有效である。遠足には、普通遠足と強行遠足とがある。普通遠足は、春秋の好季節に名所舊蹟・有益の場所に赴くのがそれで、これは心情の快活と見聞の開弘とを目的とするものである。強行遠足は、専ら身體の鍛鍊・氣力の練磨を目的とし、兒童の堪へ得

遠足の距離

る範圍に於て遠足を強行するものである。随つて、服装は努めて輕便にして、よく足元を整へ、質素な食物を携へさせ、歩行・休憩の場所・時間、食事の時刻等を豫定し、計畫的に施行すべきである。遠足の距離は、無論、兒童の性別・健否等によつて酌量を加へるべきであるが、各學年一般の標準を示すと、凡そ左の如くである。

距離の標準

尋常科第一學年	往復八軒
同 第二學年	同 十二軒
同 第三學年	同 十六軒
同 第四學年	同 二十軒
同 第五學年	同 二十四軒
同 第六學年	同 二十八軒
高等科	同 三十二軒乃至四十軒

登山の價値

登山登山は、心情の快活、氣宇の擴大を感じさせると共に、その身體上に及ぼす影響も亦甚だ大きい。それ故學校の附近に適當な山のあ

登山の方法及び注意

る土地では、隨時兒童を引率して登山をさせるがよい。又夏季休業中、計畫的に登山會を設けて、一個月又は三週間、全兒童をして毎朝早起して登山させるなども、それが心身に及ぼす影響は極めて顯著であらう。又これに一般父兄を參加させるのもよい。但しその距離・時間・方法は、必ず兒童の發達程度に副はなければならぬ。中等程度の學校生徒に行はれるやうな高山峻嶺の攀登・跋涉の如きは、小學校兒童にあつては元より尙早である。

水泳スケート及びスキートの價値

水泳スケート・スキー夏季の水泳は、低學年を除けば勵行すべきである。體操時間に水泳の基本練習を陸上でさせることも、推奨すべきである。又冬季凍氷積雪の地方にあつては、スケート・スキー等を行はせるのもよい。但し、これ等は往往危険を伴ふことがあるから、萬萬遺漏なき計畫を立て、注意を加へて、嚴重な規律・監督の下に行はせるべきである。

その方法及び注意

家庭體操の獎勵

家庭體操 學校で授ける體操の中、家庭でも簡單に行ひ得るものは、適宜の指導を與へて、起床後及び就褥前等に於て、永續的にこれを行ふことを獎勵すべきである。

冷水摩擦の勵行

冷水摩擦 冷水摩擦を永續して行はせることは、皮膚を健全にし、内臓諸器官の機能を催進するに有效である。相當の年齢からその習慣を養成するのは、至極望ましいことである。但しそれは、夏季から始めて段段と冬季に入らせるやうにするがよい。

第三章 身體虛弱者・精神薄弱者の取扱

身體虛弱者・精神薄弱者
特別取扱の必要

身體虛弱者や精神薄弱者に對して、何等特別の注意を拂ふことなく、普通の者と全然同一に教育する時は、その負擔が著しく重い爲、益健康を害して發達を妨げ、或は結核その他各種の疾病に冒され、或は遂に社會の落伍者となり、本人の爲實に氣の毒なのは、いふまでもな

く、家族の爲にも國家の爲にも、不幸この上もないことである。それ故に、これ等の兒童に對し早くから特別の注意を加へることは、教育上極めて大切である。

第一節 身體虛弱者及び缺食兒童の取扱

特別保護の施設 身體虛弱な兒童に對する特別保護の施設が近時盛に講ぜられて來たのは、眞に悦ばしいことであつて、實に教育衛生上の新福音といつてよい。今その施設の主なものを次に擧げよう。

林間學校の方法

林間學校 これは、ドイツに始めて起つたもので、林間の風物清新な境地に簡易な屋舎を建て、主に春夏の候、身體虛弱な兒童を茲に收容して、教育を施しつつ健康の恢復増進を圖るものである。林間の生活が自由で愉快で衛生的である上に、その教授には特に注意を加へ、運動と食飼を適當にし、自然に親み、日光・空氣の接觸を十分にすること

戶外學校の方法

等によつて、新陳代謝の機能を進め、これが爲に身體の抵抗力が加はり、體重が増大する等、その結果は極めて良好である。

戶外學校 これは、普通の學校に於てその校舎を一部改造して、南側の障壁を打抜き、新鮮な空氣と日光とを十分に受け入れ得るやうに、開け放つた教室を造り、身體虛弱な兒童を茲に收容して授業を受けさせるのである。イギリス・フランス・北米合衆國等の諸國に盛に行はれる。

開窓教室の方法

開窓學校 これは、普通の教室で特にその窓を大きくし、室内の溫度の冷え切らない限り、絶えずそれを開け放して、新鮮な空氣と十分な日光の射入を計り、そこで學習をさせるものである。北米合衆國に於て最も多く行はれてゐる。

休暇聚落の方法

休暇聚落 これは、虛弱で疾病に罹り易い兒童を集團とし、主に夏季休暇中、森林・溪谷・高原・海岸等の健康地に移住させて、その身體健康の

一のそ 設施別特るす對に者弱虛體身



獨逸に於ける最初の林間學校
〔入口及校舎の一部〕



瑞西に於ける最も有名な休暇聚落の
滯留所
〔正面から見た全景〕



英國に於ける戶外學校
〔學習時間〕



米國に於ける船上學校

〔休養時間〕



米國に於ける天幕學校

〔學習時間〕

増進を圖るものである。これに全聚落・半聚落・遍歴聚落の三種がある。全聚落は、一定距離の地に全然滞在させるもの、半聚落は、晝間だけ適當の地に集團生活をさせるもの、遍歴聚落は、衛生的見地から仕組まれた旅程によつて、徒歩で山紫水明の地を旅行させるものである。孰れにもその特長はあるが、就中、前兩者にあつては、適當な場所の選定が大切であり、最後の者に於ては、その方法が全然衛生的慰安的でなければならぬ。又休暇聚落は、その人數の多少によつて大聚落・中聚落及び小聚落に區別される。大聚落はスイス起原のものである。

臨海保養 これは、身體虛弱な兒童を海濱に滞留させ、保養慰安によつてその健康を恢復させるものである。海水浴が健康兒に適するのに比べて、これは海濱の自由な逍遙嬉遊によつて虛弱兒の健康を進めるものである。始は夏季に於てのみ行はれたのであるが、今は四季を通じて行はれ、特にイギリス・フランスの諸國に最も盛である。

臨海保養の方法

船上學校天幕學校

この外、船上學校天幕學校など稱するものもある。孰れにせよ、身體虛弱の兒童に對し、土地の情況に應じて適切な取扱方法を講ずる上に、多大の參考を與へるものである。

校給食事 榮養不良兒の爲に、學校に於て特に保健食料として吟味された食物を給したり、或は貧困の爲必要の榮養を取り得ない兒童に、公費を以て食事を給する運動は、歐米に於ては既に起つてゐるところである。

缺食兒童と給食臨時施設 最近我が國にても、經濟界不況による保護者の生活難に禍され、兒童中には、缺食の爲遂に身體の衰弱、學業の低下を來しつつある者の相當多くを數へられる事實がある。これ等缺食兒童に對して、公費を以て學校給食をなすことは、保健上、人道上誠に緊急の問題である。これに對し、文部省は學校給食臨時施設方法を定め、臨時費を支出して救濟の道を講じてゐる。道府縣及市町村に於

歐米の情況

學校給食

ても同規定に依り、費用を支出してこれが實施に努め、そして兒童愛護の精神を發揮しなければならぬ。

第二節 精神薄弱者の取扱

精神薄弱な兒童に對する特別取扱の必要も、亦今更にいふまでもない。低能兒教育法が十九世紀に於て非常な勢を以て勃興して來たのは、實にその爲であつて、今日では世界の文明國で、これを實施してゐない所はないのである。これを補助學校及び補助學級といふ。

補助學校 これは、精神薄弱の兒童をば特別に收容する小學校である。但し、その兒童が普通兒童でないのだから、特にその點を顧慮した教育方法の要るのは勿論である。今その要點を挙げると、教科目は普通の小學校に準ずるけれども、多少その教材を減じ、且その程度を下げることに、一教員の擔當すべき兒童數を少なくして、教授訓練の徹底

低能兒教育法

補助學校に於ける教育方法の要領

を計ること、特に周到に兒童を觀察して、その性能の向ふ所をよく知り別けること、及び衛生上治療上の考を須臾も忘れてはならないこと等これである。

補助學級に於ける教育方法の要

補助學級 補助學校の設置されるまでは、普通の小學校に於て特別學級を造り、精神薄弱の兒童を集めて特によく指導を加へることにしなければならぬ。それが補助學級である。補助學級に於ては、一學級の兒童數をなるべく十五名以内とし、多くとも二十名を超えないやうにし、教材は緊要適切な事項のみを選んで配當し、然も決してその進程を急ぐことなく、寧ろ石垣を築くが如くに根柢から確乎と固めて、一步一步に築き上げなければならぬ。即ち、身體・精神の實感に訴へて彼等の學習を指導し、十分に反覆練習を積ませるがよい。又精神の薄弱は、身體の不器用と密關してゐる場合が多いのであるから、體操・手工・農業等の實習によつて心身の練磨を計るべき必要は、普通

兒の教育に於けるよりも一層大きいのみならず、これ等の學習は、彼等に對して恰好な職業指導の基礎ともなる。

第四章 學校醫及び學校看護婦

第一節 學校醫及び學校齒科醫

その必要及び任務 學校衛生の目的を達し、體育の實績を擧げるには、必ず醫師の協力に待たなければならぬ。それ故に、明治三十一年に勅令を以て公立學校に學校醫を置くべき規定を發し、その後改正して昭和四年、更に勅令を以て學校醫幼稚園醫及青年訓練所醫令を、又昭和七年、文部省令を以て學校醫職務規程を制定したのである。これと共に昭和六年には、學校齒科醫及び幼稚園齒科醫令を、同七年には、學校齒科醫職務規程をも公布してゐる。

學校醫は、毎年四月中に兒童身體検査を行ふは勿論、少なくとも毎

學校醫及び學校齒科醫の任務

月二回教授時間内に於て、その擔當學校に到り、規定せられた諸般の學校衛生事務を處理すべきである。又兒童職員の健康情態、學校傳染病豫防等、衛生上必要と認められた事項を管理者又は學校長に申告し、學校長の請求に應じ、兒童又はその保護者等に對して、衛生に關する講話をなすべきである。學校長及び教員は、學校醫と力を合せて事に從ひ、よくその実績の擧がるやうに努めなければならぬ。學校齒科醫に關しても、これと略同様である。

第二節 學校看護婦

學校看護婦の效果 學校では、兒童が不時に發病したり、不慮の災害を受けたりすることが屢あるが、學校醫は常に學校に詰めてゐるものではない。斯うした場合に學校に看護婦が置いてあれば、直ぐ適當な手當を加へることが出来る。その他、小學校は多數の兒童を收容す

學校看護婦の必要

*Philadelphia.

る所であるから、衛生上絶えず注意すべき事柄が頗る多い。學校醫及び學校長の指揮の下に、常に斯うした衛生上の専門的勤務に當るものは即ち學校看護婦である。北米合衆國^{*}フィラデルフィヤでの調査によれば、學校看護婦を置いた爲、輕微な傳染病はその治癒を平均約五日間早めることが出来、又これが爲に、學校看護婦に支拂はれた報酬に對して約三十六倍の治療費をば、經濟上に於て節約することが出来たといふことである。かくて學校看護婦の效果は次第に認められて、イギリス、北米合衆國等では既に各地に設けられ、我が邦に於ても、近時益多く置かれて來たのである。

學校看護婦の資格及び事務 學校看護婦は、法定上看護婦の資格ある者たるべきは勿論、性質溫良で親切の情に富み、且兒童に對する理會と愛情とに富んだ者でなければならぬ。その上、看護の實際に相當の經驗を有する者を選ぶことが出来れば、最も望ましい所である。

學校看護婦の資格

その校内事務

學校看護婦の事務は、大體に於て二方面に分れる。その一は學校内の事務であつて、即ち、校舎・教室の巡視、換氣・採光の注意、兒童に對する不斷の衛生的監視、急病又は不慮の災害に對する救急處置、學校醫の指揮の下に於ける輕微な治療手當、定期及び臨時に於ける身體検査の補助、身體・被服・携帶品等の清潔検査から、各種の衛生的訓練、例へば毛髪の手入・齒揚子の使ひ方・鼻汁のかみ方等の指導に至るまで、皆これに屬するのである。その二は學校外の事務であつて、即ち、主として家庭を訪問して兒童缺席の因由を確め、その疾病に對して注意を與へ、その加療に就て協力し、乃至は修學旅行・遠足・水泳その他林間學校・休暇聚落等に於ける醫務の補助に當るのである。

第五章 身體検査

身體検査の必要 兒童身體發達の情況、疾病の有無、その他身體に關

その校外事務

する諸般の事情を明かにして、これが改善の途を講ずるのは、教育上極めて重要なことである。それ故に、小學校では毎年一回以上身體検査を行つて教育上の参考とし、又それを兒童に知らせて自覺を與へ、父兄にも示して兒童教養上の参考に供すべきである。

身體検査規程 兒童身體發達の情況を明かにすることは、唯その教育期間に於て必要であるだけでない。國民體格の如何は、實に國運の盛衰に至大の關係を有する問題である。それで文部省では、大正九年に學生生徒兒童身體検査規程を定め、更に昭和二年三月一二の點に改正を加へ、そして全國劃一の方法で検査を行はせて身體検査票に記入させ、又これを統計し、毎年文部省年報に登載してその情況を公に示すのである。

同規程によれば、兒童身體検査は毎年四月に於て學校醫がこれを行ひ、學校職員をしてその一部を助けさせることを得るのである。發

身體検査の項目

育・榮養・脊柱・視力及屈折状態・色神・眼疾・聽力・耳疾・齒牙・其ノ他ノ疾病及異常・監察ノ要否の諸項目に就き施行し、その結果は身體検査票に記入して、本人同一種類の學校に在學中は、連年この票を繼續すべきである。又學校長は別に身體検査統計表を調製し、その年六月限り地方長官に報告すべきである。但し幼稚園に於ては、規程中尋常小學校第一四學年以下の兒童の身體検査に關する規定に隨ひ、且胸圍及び脊柱の検査を省略することが出来る。

身體検査上の注意

身體検査成績利用上の注意

身體検査とその成績の利用 身體検査は、兒童身體發達の情況を明かにする根本單位であるから、これが検査は、寸毫も誤謬なく最も嚴密に施行さるべきは勿論、その成績を十分によく利用して兒童身體發達の益進向上に役立てることが最も大切である。即ち、身體検査を施行した時は、その成績を速に家庭に通知し、身體薄弱な者、疾病又は身體上の缺陷を有する者に對しては、特に學校醫の意見を附し、治療・矯

正又は保護の方針を指示し、或は検査の結果に就て父兄等に對して學校醫から講話をさせ、教員は父兄と共に日常その兒童の情況を監察すべきである。その他學校では、連年式の異常者名簿を作つて、異常者に座席の選定その他適宜の方法を講じ、個人別學級別及び男女別等の身體發育表を製し、圖畫又は色別を用ひて具體的の圖表とし、比較・考察を加へて體育並びに衛生の向上に資し、卒業後の職業選擇に供する等、校長・教員は學校醫及び學校看護婦と協力して、身體検査の成績を利用し、常に兒童體力の増進を圖らなければならない。

第六章 學校に於ける疾病豫防並びに治療

第一節 學校兒童の疾病・異常及びその豫防

兒童期に現れる疾病及び異常は數數である。その上、學校は多數の兒童を集めて課業に就かせる場所であるから、その生活の境遇上起

學校兒童の疾病
異常の主なもの

り易い疾病も亦頗る多い。今その主なものを挙げる。

一、**栄養障害** 栄養障害は、學齡兒童に多く現れるもので、教室の不適當、課業の過重等に因ることも少なくない。殊に就學の初期に於ては最も注意すべきである。

二、**視力障害** 視力障害の中最も多いのは近視眼で、然も年年増加の傾あるは、最も寒心すべきことである。特に學年の進むに隨つて、その數の加はる所から見ると、教育がこれに大きな關係のあることが判る。即ち採光の十分、姿勢の不端正、文字の過小等に基くことが多いのであるから、これが豫防に關する詳細は、大正八年に發せられた「兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル注意」に遵ふべきである。

三、**トラホーム** これは、全國を通じて最も多い眼疾で、患者の眼脂から傳染するものである。それ故に、手拭は必ず各自別別に用意させ、物品を共用した時には、その前後に必ず手を洗はせるなど、清潔法を勵行すべきである。その患者に對しては、速に治療を受けさせ、初期に於て根治させなければならぬ。これが爲には、校内治療をも行ひ、又その撲滅を期する爲には、家

庭とも協力すべきである。

四、**耳鼻咽喉病** 即ち、耳漏、扁桃腺肥大、腺様増殖症、肥厚性鼻炎等であつて、これ等は概ね俄に危険を來すべき疾病ではないから、その治療を忽にする傾があるが、然し心意の發達並びに活動に大きな關係があるものだから、特に注意を加へる必要がある。

五、**蠟血** これも、兒童期に少なくないもので、殊に春機發動期に屢起るものである。その手當に至つては後に述べる。

六、**齒牙の疾患** 人は齶齒をば病氣だと思つてゐないけれども、それは大きな誤で、却つて多數の兒童に見る疾患である。然も齒牙は保健の上に極めて重要なものであるから、幼少の頃からその衛生に留意して、これを清潔に保ち、早くからその磨き方及び含嗽法をも教へ、齶蝕した齒は必ず充填させ、又齒列の不整な者には、なるべくその矯正を受けさせるがよい。

七、**脊柱彎曲症** その素因は筋肉の薄弱にあるけれども、その誘因に至つては不良の姿勢であつて、机・腰掛の不適當がこれに重大な關係を有つことは前に述べた所である。それ故に、斯うした因由を除き去つてこれを豫防

し、又その發生し始めた時には、早く矯正に努めるがよい。

八、神經衰弱 神經衰弱は、少青年だけでなく兒童にも少なくないものである。そしてその基因は、不規則な學習、精神の過勞にあるのだから、教師は常に注意を怠らないで、かかる因由を避けさせなければならぬ。

九、頭痛 頭痛は、換氣の不十分、温度の過高、精神の過勞、睡眠の不足等により、又諸種の疾病の兆候として現れることもある。孰れも、その原因を除去することによつて救治される。

一〇、呼吸器病 これは、兒童死亡の原因として、その率の頗る高いものである。空氣の不潔、煖室法の不完全、及び姿勢の不正等から起ることも少なくない。殊に肺結核は、廣く蔓延してゐる疾病で、その怖ろしいことは今更にいふまでもない。これに罹らないやうにする途は、換氣に注意し、清潔法を勵行し、皮膚を強くし、結核菌に抵抗し得る丈夫な身體を養成するにある。

一一、寄生虫から起る疾病 最近の調査によれば、我が邦では、百人中の八十人までは、その體内に寄生虫又はその卵を有つてゐるといふことである。随つて蛔虫、十二指腸虫、吸血虫等の寄生虫から起る疾病も頗る多く、兒童

がこれに犯されると、著しく身體の發育を害し、延いて精神の發達をも妨げる。兒童の大切な身體をば、かかる危険な寄生虫に巢喰はせない爲には、時時虫卵を檢查し、その卵保有者には直ちに適切な驅虫法を施すべきである。

一二、消化不良 これは、兒童に最も多いもので、然も實にその死亡原因中の第一位を占めてゐる。そしてこれは、不消化物の攝取、咀嚼の不十分、運動の不足等に基くものであるから、特に注意して豫防の方法を講じなければならぬ。

第二節 傳染病及びその豫防

學校と傳染病 學校は多人數を收容する所であるから、傳染病の發生はその最も恐るべきことである。それ故に、文部省は曩に學校傳染病豫防規程を定め、大正十三年九月にそれを改正した。學校は必ずこれを勵行しなければならぬ。今左に、その直接小學校に關係ある事

學校傳染病豫防規程の概要

項を掲げよう。

學校傳染病豫防の要領 學校に於て特に豫防すべき傳染病の種類は、次の如くである。

第一類 コレラ・赤痢・疫痢を含む、腸チフス・バラチフス・痘瘡・發疹チフス・猩紅熱・デフテリア・流行性腦脊髓膜炎・ペスト。

第二類 百日咳・麻疹・流行性感冒・流行性耳下腺炎・風疹・水痘。

第三類 肺喉頭その他の機關の開放結核癩。

第四類 トラホームその他の傳染性眼炎・疥癬その他の傳染性皮膚病。

これ等の傳染病に罹つた職員・兒童は、全治又は主要症狀消退後、相當の期間を経過し、學校醫に於て傳染の豫防上支障なしと認められた場合の外、昇校することは出来ない。又第一類又は第二類の傳染病患者のある家に住居する者も、昇校に際しては學校醫の指揮を受けなければならぬ。

學校長は、上述四類の傳染病に關し、必要と認められた時には、當該學校醫をして診斷せしめ、或は意見を徴して、その都度適當の處置をとるべきであり、又學校内・學校所在地及びその附近に於て、第一類又は第二類の傳染病發生し、その狀況に依り必要と認める時は、別段の規定のある場合を除く外、學校長に於て學校醫の意見を徴して、學校の全部若はその一部の閉鎖又は休業をなすべきである。又兒童の通學區域内若は職員等の居住地に於て、前二類の傳染病の發生した時は、狀況に依り學校醫の意見を徴して、その地域からの通學通勤する兒童・職員等の昇校を停止することが出来る。

學校長は學校の設備に關し、第三類及び第四類の傳染病豫防の爲、左の事項を遵守すべきである。

- 一、手洗水は流出装置となすこと。
- 二、共同手拭を備へないこと。
- 三、兒童の數に應じ、液體を入れた適當個數の唾壺を配置し、唾壺内の唾痰は

消毒した後、これを便池に投棄すること。

四、宿直その他の爲に使用する共同の寝具は、これを各自専用の白布又は使用者を改める毎に、洗濯した白布を以て被包すること。

又學校長は兒童が入學した場合には、その法定の種痘を完了したかどうかを調査し、未了者にはこれを受けさせ、又保護者をしてその義務を履行させるべきである。第二期種痘定期にある在學中の兒童に關しても亦同様である。又卒業證書には當該兒童が法定の種痘を完了したかどうかを記入すべきである。上述諸事項は總て幼稚園にも同様に適用されるのである。

第三節 救急處置

救急處置の要領 學校看護婦ばかりでなく、兒童を教育する教職員全部が、救急處置を一通り知つてゐることは必要であるから、左にこ

れを掲げる。

一、創傷 軽い傷は、沃度丁幾を塗るか、消毒ガーゼを貼つて繃帶し、傷口が汚れてゐれば、五十倍乃至三十倍の硼酸水に浸した消毒ガーゼで拭つて、上述の手当をする。然し重い傷で鮮血が線狀をなして迸り出るやうな場合には、直ぐ厚く疊んだ消毒ガーゼを確乎と當てて、局部の兩側を緊縛し、急いで醫師を迎へなければならぬ。

二、骨折脱臼 骨折脱臼の見分けは素人にはつき難いもので、下手な取扱をしては却つて治療が困難となる。唯さうした疑のある時には、局所に何か副木を當てて繃帶し、そして直ぐ醫師の所に連れて行くがよい。

三、卒倒 卒倒には、腦貧血で起る場合と腦充血で起る場合とがある。前者は顔面が蒼白となつて、口唇も貧血するし、後者は顔面が潮紅して、結膜に充血してゐる。前者に對しては、頭部を稍低下して靜に横臥させ、空氣の流通をよくし、且シャツ襟卷帶等を弛めて呼吸を容易ならせ、又後者に對しては、頭部を稍高くして横臥させ、被服を緩めて頭部を冷すべきである。

四、嘔血 嘔血には、頭部の被服を緩め、頭部を高くして安靜にさせ、そして消

毒ガーゼ、脱脂綿或は軟い紙で鼻孔を塞ぎ、且鼻部を冷却するがよい。

五、溺水 先づ水中から引上げ、直ぐ口中鼻孔内の異物を除き、腹部に枕のやうな物を當て、頭部、胸部を低くして水を吐かせた後、上體を少し高くして仰臥させ、呼吸を促す爲には人工呼吸法を行ひ、呼吸を始めたならば身體を温め、又全身を摩擦して體温の復舊を計るべきである。

六、火傷 局部に亞麻仁油又はオリーブ油を塗つて、直ぐ布片でこれを覆ふがよい。

七、中毒 食物に中毒した場合には、指を口の中に入れて嘔吐を促し、その吐瀉物は器物に受けて、必ず消毒すべきである。

八、螫刺 アンモニア水を塗り、トゲがあれば毛抜でそれを抜取るがよいし、狂犬等に噛まれた場合には、創部を洗つて直ぐ醫師の手當を受けなければならぬ。

九、日射病・熱射病 強い日光の直射によるのが日射病で、行軍、遠足その他劇しい運動によつて高まつた體温が發散を妨げられた爲に起るのが熱射病である。共にその症狀は、頭痛、眩暈、呼吸困難等を感じて脈搏は細小とな

る。これに對しては、直ぐ日影の涼しい所に仰臥させ、被服を解き、少量の食鹽と冷飲料とを與へ、頭部、顔面、胸部等に冷水を注ぎ、又人事不省に陥つた場合には、人工呼吸法を施す。

一〇、異物 眼に異物の入つた時、眼を擦つてはいけない。靜に眼瞼を翻へし、脱脂綿消毒ガーゼ等の濕したもので、これを除くがよい。若し異物が判らなければ、眼を閉ぢて涙を流し、或は眼瞼を翻したまま硼酸水で洗ふがよい。耳に異物の入つた時にも、指やピンセットを差入れるのは、却つてこれを押込む虞がある。寧ろ淺い所にある場合には、耳を下に傾けて頭を振らせるか、或は軽く叩けば、取れることがあるし、又深い所にある場合には、針金の尖端を曲げ異物に觸れないやうにして後方に送り、引掛けて取出すことが出来る。

設備・藥品及器械 學校には、救急處置の爲、左の藥品器械を備へるべきである。

二十倍及び五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水〔着色を要する〕。オリーブ油。亞麻仁油。アルコール。グリセリン。硼酸。生石灰。アンモニ

ア水。 沃度丁幾。 石鹼。 氣付藥。 絆創膏。 晒木綿及び繻帶。 脫脂綿及び消毒ガーゼ。 油紙。 驗溫器。 護謨管。 灌腸器。 イルリガートル。 スポイト。 鉢。 毛拔及びピンセット。 洗盤。 氷嚢。 汚物入器等。

第四節 衛生事項の訓話

衛生訓話の要項 學校では、時時又は必要に應じて兒童に對し、耳鼻咽喉・齒牙・皮膚・食物等に關する攝生、流行病に對する豫防法及び未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法の趣意等の衛生事項に就て、懇篤な訓話を與へることが極めて有效である。

第五節 教師の衛生

教師とその衛生 教師の健否は、その職務の執行に直接の關係があるだけでなく、又その疾病の種類によつては、兒童の衛生上にも少なからざる影響を及ぼすものであるから、教師は常に自己の衛生に注

意しなければならぬ。又女教員にあつては、大正十一年九月に文部省から達せられた訓令の趣旨によつて、産前二週間・産後六週間は賜暇を請ふて、十分に休養をなすべきである。

第四篇 小學校經營の實際

第一章 教授に關する行事

第一節 學期の區分及び休業日

學年の始終期

秋季始業の學年

二重學年の制

三學期の區分

學年度 小學校の學年は、四月一日に始まつて、翌年三月三十一日に終るのが通例である。但し、土地の情況によつては、九月一日に始まつて、翌年八月三十一日に終るものを置くことが出來、それを秋季始業の學年と名づける。即ち二重學年の制である。

學期の區分 學期の區分は、府縣知事の委任された職權であつて、府縣知事は土地の情況を酌量してこれを定めるべきものとされてゐるが、我が邦多年の慣習では、多くこれを三學期に分ける。即ち次の通りである。

一、春季始業の學年

第一學期 四月一日から八月三十一日まで。

第二學期 九月一日から十二月三十一日まで。

第三學期 一月一日から三月三十一日まで。

二、秋季始業の學年

第一學期 九月一日から十二月三十一日まで。

第二學期 一月一日から三月三十一日まで。

第三學期 四月一日から八月三十一日まで。

休業日 小學校の休業日は、左の如くに規定されてある。

〔一〕一月一日及び昭和二年勅令第二十五號に依り休日たる祭日・

祝日、〔二〕日曜日、〔三〕夏季休業日、〔四〕冬季休業日、〔五〕學年末休業日、〔六〕そ

の他府縣知事の定める休業日。

右の内、夏季休業日以下は、府縣知事が定めるものであつて、學年によつてこれを異にすることも出来る。そして一學年間の休業日數は、

休業日數の制限

一年の授業日數
一年の授業週數

日曜日を別にして、總計九十日を超えてはならない規定である。それ故に、一年間に於ける實際の授業日數は二百四十五日であつて、週にすれば約四十週と見てよい。

第二節 教授細目の編成

教授細目編成の實際 教授細目編成の原理及びこれが注意は、既に改訂新教育學で述べた所である。そして、その編成は、小學校令施行規則にも「學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と示されてある通り、學校長に委任された大事な仕事である。各教科目に就て、それぞれ適切な形式によつて作製すべきである。そして、一度編成した細目は、毎年その實施の跡に鑑み、更に一段と實際に適するやう、絶えず加除訂正をなすべきである。

参照 小學校令施行規則第一章第一節第二十二條。

第三節 教授案、指導案及び目標の設定

教授案 教授に於ては、教授細目に定められた教材に就て、毎時間實地に取扱ふべき順序・方法等の豫定を立てなければならぬ。これを教授案或は略して教案といふ。教授案を立てることは、教師たるもの要務である。そして、その立案に際しては、教材を精査することと、これを有効に取扱ふ方法を工夫することとが、共に極めて必要である。即ち、精査と工夫、これが、實に教授案立案の要訣であつて、常に千篇一律の方法を墨守するが如きは決して教授の効果を増す所以ではない。

その立案の要領

精査と工夫

密案と略案 教授に際しては、いかなる場合にあつても、その教材をどう取扱ふべきかの腹案は、十分精細に考慮されなければならぬが、その記載方に至つては、精密に記述するものと、單にその綱要を舉示

密案
略案

するに止まるものがある。前者を密案と名づけ、後者を略案と呼ぶ。密案は特に必要な場合にこれを作るべきであるが、日常の教授にあつては、略案で足りる。

教授録とその種類
週録
日録
題目別教授録

結果の記録 教授細目も、教授案も、共に教授上の豫定であつて、實地は必ずしも常に豫定の如くに進行するものではない。それ故に教授者は、その実施の跡に鑑みて、教材の難易、分量の多寡、方法の適否、その他注意すべき點等、當該教授に於て感得した事項を記録して、そして教授細目の訂正並びに教授法改善の参考に供すべきである。これを教授録といふ。教授録には、週毎にする週録、日毎にする日録、及び各題目毎に記録し置くもの等あるけれども、週録が普通である。

指導案及び目標の設定 高學年に至つては、教師は、教授細目によつて毎月、毎週又は毎課の學習豫定表を作り、題目、要項、參考書及び自己整理の要點等を記入して、これを掲示し、又は謄寫して配布し、兒童がそ

指導案

目標の設定

*Winnetka System. *Dalton Plan.

校長の指導と職員
の協同

れによつて自らその學習を進める。準據とさせることがある。これを指導案といひ、ドルトン案に於ては、この指導案を以て教授案に代へてゐる。然し指導案を用ひる場合にも、問題の検討及び一齊教授の必要なことは、元より言ふまでもない。

*又ウィンネツカ組織では、目標の設定といふことを行はせる。これは、學習の始に於て、先づ所定の題材をば正確明瞭に限定することであつて、これにも教師の指導は要るのである。

第四節 教授に關する研究

教授研究の必要 教材に關して豊富確實な知識を有することと、教授の方法に巧妙で圓熟した技能を有することとは、教授者の具有すべき重要な資格である。それ故に、教師は常にこの兩方面の研究を怠つてはならない。そして校長は、實にその研究の中心者、指導者となり、

職員全部が協同してこれに従事すべきである。今これに關する要領を述べよう。

理論的研究の要領と方法

教科目別研究部の設定

その報告會

實際的研究の要領と方法

一、理論的研究 小學校では、大體に於て學級擔任法によるのが本格であるから、職員は、何れの教科目に就ても研究を怠つてはならないけれども、然も各教科目別に研究部を設け、各に主任者を定め、これに若干の部員を配置して、常に理論的研究を進め、一定の時期に於て、或は必要に應じて、順次にこれを報告させ、質問、批評を行つて共同研究をすることは、全校職員の各教科目教授に關する進歩と統一とを圖る上に、最も經濟的で且適切な方法である。

二、實際的研究 實際的研究は、前述の理論的研究と相待つべきもので、實地の教授によつて教授法の研究をするものである。これには、その目的の如何によつて方法上の區別を生ずる。左にその主なものを述べる。

批評教授の目的及び方法

イ、批評教授

批評教授は、各教授者の技倆を上達させることを目的とするもので、豫め當事者を定めて實地に教授させ、職員全部がこれを參觀し、後批評會を開いてその教授法の適否、巧拙等を批評討究して、各自の向上に資するものである。

研究教授の目的及び方法

ロ、研究教授

研究教授は、教授上最も適切有效な方法の發見を目的とするもので、取扱の困難な或種の教材に就て、全職員參觀の下にこれを取扱ひ、協同して研究を加へるか、又は取扱方に關して兩立した二種の方法のある場合に、別別に實地の取扱をして、その結果を比較研究する等である。孰れにしても、研究教授が、單に研究の爲の研究ではなくして、實際の能率を進める爲の研究であることを忘れてはならない。

實地經驗報告の目的及び方法

ハ、實地經驗の報告

各學期末に際し、報告會を開いて、その學期中に各自が實地に經驗し、又は特に實驗した教授上の重要問題に關して、それを報告し、互に質問、批評、討議して、各自の修養に資すると同時に、教授法の改善を圖らうとするもので、これも亦極めて有效なことである。

第五節 學用品

學用品の研究と取扱兒童に適當な學用品を使用させることは、教授の効果を確實にする上に頗る重要なことである。就中、教科用書は常に一定のものを持たせるべきは勿論、その他の學用品でも、教授上、學習上の便否と、質素節約の趣旨とに基いて、十分な研究を加へて必要なものを定め、その大小品質形式定價等に於て最も適當なものを選んで、それを使用させるがよい。共同購入によつて、大にその費用を節約し得るものもあるが、土地の情況によつては、或種の學用品は全くこれを家庭の自由に任かすべきものもある。

學校で一定した學用品は、各學年別にその品目定價使用期限等を定め、これを家庭に通知して、その参考に供すべきであり、又學校では、これが見本を整理し、適宜の場所に掲げて置いて、兒童父兄の觀覽に

筆記帳の檢閲

供すべきである。

又、筆記帳は、時時その記載の精粗確否巧拙等を檢閲し、その他の學用品にあつても、時時これが整否、使用の情況等を檢閲するがよい。これは、教授の効果を確實にするのみならず、又訓練上にも必要である。自學自習を行はせる場合には、學習帳の檢閲は殊に大切な教師の任務である。

第六節 優等兒童及び劣等兒童の取扱

個別的取扱の必要 兒童天賦の能力には差異がある。その上家庭の事情、境遇の如何が、一層その差を著しからせることも亦少なくない。そして、方今教育の組織は學級教授を本體とはするけれども、個別指導も亦大切な方面であり、且教育の効果は畢竟、兒童の各個に徹底させなければならぬのであるから、教授者は、よく這般の消息を解して、